



みやき町 こども計画

こどもや若者に寄り添い
健やかに成長し幸福になれる
こどもまんなかの地域社会づくり



令和7年3月
佐賀県みやき町

町長あいさつ

「第三次みやき町総合計画」では、まちづくりの基本理念として「未来に躍動する『共感』『協働』のまち」を掲げています。この基本理念に基づき、本町では、こどもから高齢者まで安心して生活でき、活力や賑わいを実感できるまちづくりを進めています。



こどもや若者を取り巻く環境は著しく変化しています。国では「こどもまんなか社会」の実現に向け、令和5年4月にこども家庭庁が設立されるのと同時に「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が示されました。本町においても「第2期子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終期を迎え、次期計画の策定を検討するにあたり、国の施策を反映した「子ども・子育て支援事業計画」を包含し「みやき町こども計画」を策定することとしました。

本計画では「こどもや若者に寄り添い 健やかに成長し幸福になれる こどもまんなかの地域社会づくり」を基本理念に掲げ、新たに「こども・若者の権利の保障」や「当事者意見の尊重・反映」等の考え方を加えました。本計画のもと、総合的な取組みを行政、家庭、学校、地域等が一体となって推進していきます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました子ども・子育て会議委員や各種団体の皆様、ワークショップやアンケート調査にご協力、ご意見をいただきました皆様に、心からお礼申し上げます。

令和7年3月

みやき町長 岡 毅

目次

第1章 計画の基本事項	1
1 策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	4
5 計画の策定体制.....	5
6 前提となる法・大綱の概要.....	6
(1)こども基本法の概要.....	6
(2)こども大綱の概要.....	7
第2章 みやき町のこども・若者を取り巻く現状	9
1 統計からみる現状.....	9
(1)人口の状況.....	9
(2)社会移動の状況.....	11
(3)出生等の状況.....	12
(4)未婚者の状況.....	13
(5)世帯の状況.....	14
(6)女性の年齢別労働力率.....	16
(7)支援が必要なこども・若者の状況.....	17
2 各種調査からみる現状.....	19
(1)各種調査の概要.....	19
(2)こども大綱の目標に関する事.....	20
(3)ライフステージを通じた重要事項に関する事.....	22
(4)ライフステージ別の重要事項.....	32
(5)子育て当事者への支援に関する重要事項.....	35
(6)高校生ヒアリング.....	41
3 課題.....	42
第3章 こども計画の方向性	44
1 基本理念.....	44
2 計画推進の視点.....	45
3 基本目標.....	46
4 数値目標.....	48

第4章 こども計画の具体的な施策	49
基本目標1 こどもの権利を保障するまち	49
1 こどもの権利の理解促進	49
2 こどもの意見表明・参加の促進	50
3 こどもの居場所・活動・体験の充実	51
4 こどもの権利の侵害の防止・相談支援	53
基本目標2 こどもが健康で幸せに育つまち	54
1 母子の健康の確保及び増進	54
2 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	55
3 こどもの発達支援・療育体制の充実	57
基本目標3 子育て家庭を支援するまち	60
1 幼児教育・保育、子育て支援の充実	60
2 学校教育・社会教育・学習支援の充実	61
3 子育てや教育に関する経済的な支援	63
4 共働きできる環境づくり	64
5 こども・若者の生を守る安全対策の推進	65
6 生活に困難を抱える子育て家庭への支援	67
基本目標4 自分らしく生きられるまち	69
1 若者の居場所・活動社会参画の充実	69
2 若者の課題解決に向けた相談支援	71
3 結婚を希望する若者への支援	72
基本目標5 こども・若者の健やかな成長を地域全体で支援するまち	73
1 包括的な支援体制の構築	73
2 地域における子育て支援活動の推進	74
第5章 子ども・子育て支援事業	75
1 教育・保育事業の提供区域	75
2 事業量の設定	76
(1)子どものための教育・保育給付	77
(2)地域子ども子育て支援事業	79
3 子育て支援の推進方策	90
(1)既存施設の利用定員の適正化	90
(2)認定こども園移行希望施設への対応	90
(3)保育人材の確保	90
(4)幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の推進	90
(5)保育所及び認定こども園と小学校等との連携の推進	90
(6)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	90
4 放課後児童対策(「新・放課後子ども総合プラン」)に基づく計画	91
(1)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	91
(2)放課後子ども教室	91
(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)と放課後子ども教室との連携	91

第6章 計画の推進体制	93
1 計画の推進体制.....	93
(1)庁内推進体制、関係機関・団体との連携.....	93
(2)情報提供・周知.....	93
(3)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	93
2 計画の進捗管理.....	93
3 地域・関係機関との連携.....	94
資料編	95
1 策定の経緯.....	96
2 みやき町子ども・子育て会議設置条例.....	97
3 子ども子育て会議委員名簿.....	100

本計画においては、平仮名表記の「こども」の使用を基本としていますが、一部、法律名や固有名詞等において「子ども」「子供」表記を使用する場合があります。

【参考】こども家庭庁においては、「こども」表記を推奨しており、次のように基準を定めています。

- (1)特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。
- (2)特別な場合とは例えば以下の場合をいう。
 - ① 法令に根拠がある語を用いる場合(子ども・子育て支援法における「子ども」等)
 - ② 固有名詞を用いる場合(既存の予算事業名や組織名 等)
 - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、こども大綱からの引用、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等について、「障害」と表記します。

第 1 章 計画の基本事項

1 策定の趣旨

みやき町（以下「本町」という。）では、平成 27 年 3 月に、第 1 期となる「みやき町子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年 3 月に「第 2 期みやき町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭への支援に関する様々な事業の推進に努めてきました。

「みやき町こども計画」（以下「本計画」という。）は、令和 5 年 4 月に施行された「こども基本法」の理念等に基づき、本町の全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を総合的、計画的に推進するために策定します。



2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」として位置づけます。

また、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく「ひとり親家庭自立促進計画」、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」に基づく「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」の内容を内包するものとします。

加えて、本計画は「児童虐待防止対策」に関する内容を盛り込んで策定しています。

なお、本計画は上位計画であるみやき町総合計画やその他の関連計画と整合を図り策定します。

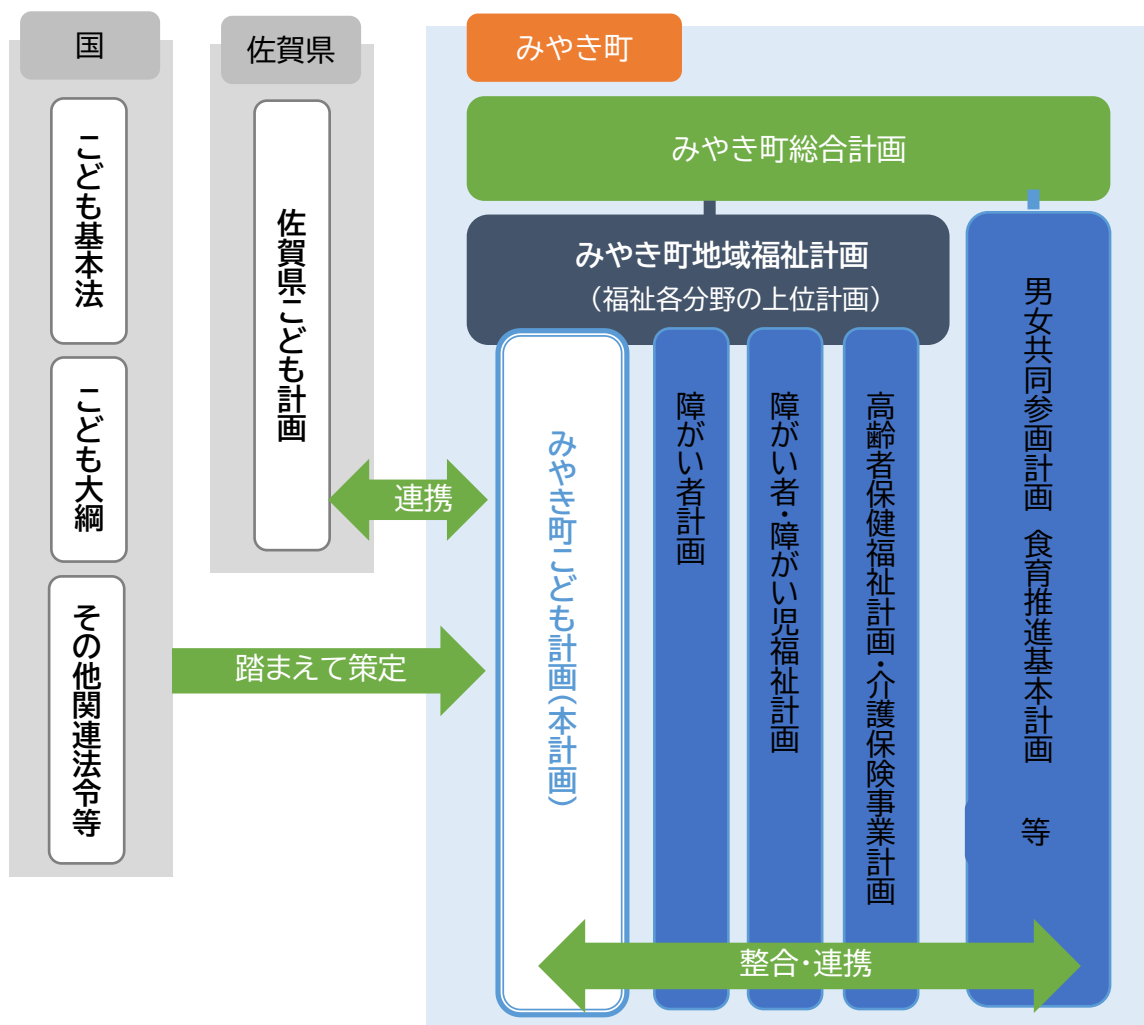
■「こども基本法」抜粋

(都道府県こども計画等)

- 第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。

また、本計画は「みやき町総合計画」及び「みやき町地域福祉計画」を上位計画とし、関連する他の計画と整合・連携を図って策定します。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化に対応し、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行うものとします。

年度	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	
第三次 みやき町 総合計画	令和4年度～令和14年度											
みやき町 こども計画 (本計画)				令和7年度～令和11年度								

4 計画の対象

本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

また、「こども基本法」において「『こども』とは心身の発達の過程にある者」とされており、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においても若者の対象年齢については、おおむね 39 歳までとしますが、上記の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

■「こども基本法」抜粋

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している*。

※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）と分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、わかりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

※旧子供・若者育成支援推進大綱では、ポスト青年期とは青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する 40 歳未満の者とされています。

5 計画の策定体制

「こども基本法」では、国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するにあたり、施策の対象となるこども・若者や子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることと定められています。

■アンケート調査の実施

本計画の策定に向けて、子育て中の保護者やこども本人の意見やニーズを反映した計画とするため、「就学前児童」がいる保護者、「小学生児童」がいる保護者、小学5年生、中学2年生、若者を対象として、アンケート調査を実施しました。

■団体ヒアリング調査実施

こどもやその保護者の支援活動等を行っている団体に対するヒアリング調査を実施しました。

■高校生ヒアリング調査の実施

意見聴取として、高校生へのヒアリングを行いました。

■子ども子育て会議における審議

本計画を策定するにあたり、みやき町子ども子育て会議を開催し、各種アンケートの内容、調査結果、計画の内容等を検討しました。

日時	内容
令和5年12月21日	・みやき町こども計画の基礎調査について
令和6年6月28日	・みやき町こども計画基礎調査結果報告について
令和6年12月26日	・みやき町こども計画（案）について
令和7年2月7日	・みやき町こども計画（案）について
令和7年2月28日	・みやき町こども計画（案）について（パブリックコメント結果報告）

■パブリックコメント

本計画を策定するにあたり町民の意見を伺うため、令和7年2月10日から令和7年2月24日まで、パブリックコメントを実施しました。

6 前提となる法・大綱の概要

(1) こども基本法の概要

目的

日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重・最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援、家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

市町村こども計画に記載すべき要素

都道府県こども計画及び市町村こども計画は、法第 10 条第 1 項及び第 2 項において、国が策定するこども大綱を勘案して定めるよう努めるものとしてされており、国のこども大綱は、法第 9 条第 3 項において、以下の事項を含むものとしている。

- ・少子化社会対策基本法第 7 条第 1 項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・子ども・若者育成支援推進法第 8 条第 2 項各号に掲げる事項
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 8 条第 2 項各号に掲げる事項

(2)こども大綱の概要

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

(1) ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策等)

(2) ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(3) 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減

○地域子育て支援、家庭教育支援

○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

○ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

- (1) こども・若者の社会参画・意見反映
- (2) こども施策の共通の基盤となる取組
- (3) 施策の推進体制等

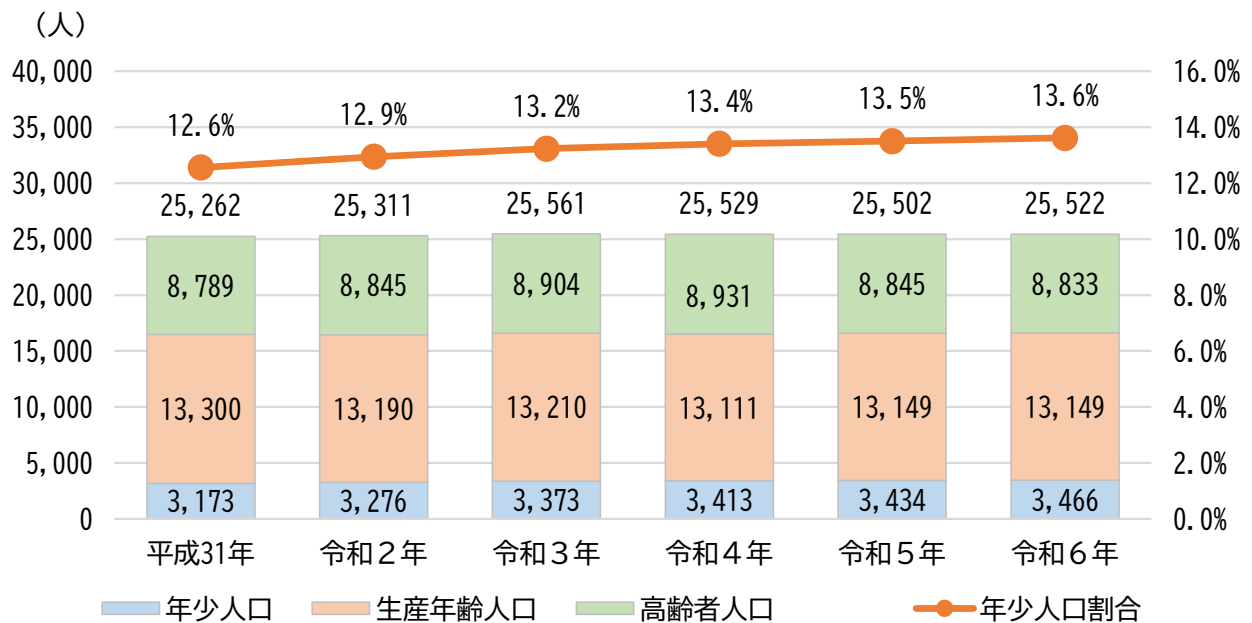
第 2 章 みやき町のこども・若者を取り巻く現状

1 統計からみる現状

(1)人口の状況

本町の総人口は近年、25,000 人台で推移しています。年齢別でみると、15 歳未満の年少人口は増加傾向にあり、年少人口割合も増加傾向にあります。

■みやき町の人口の推移

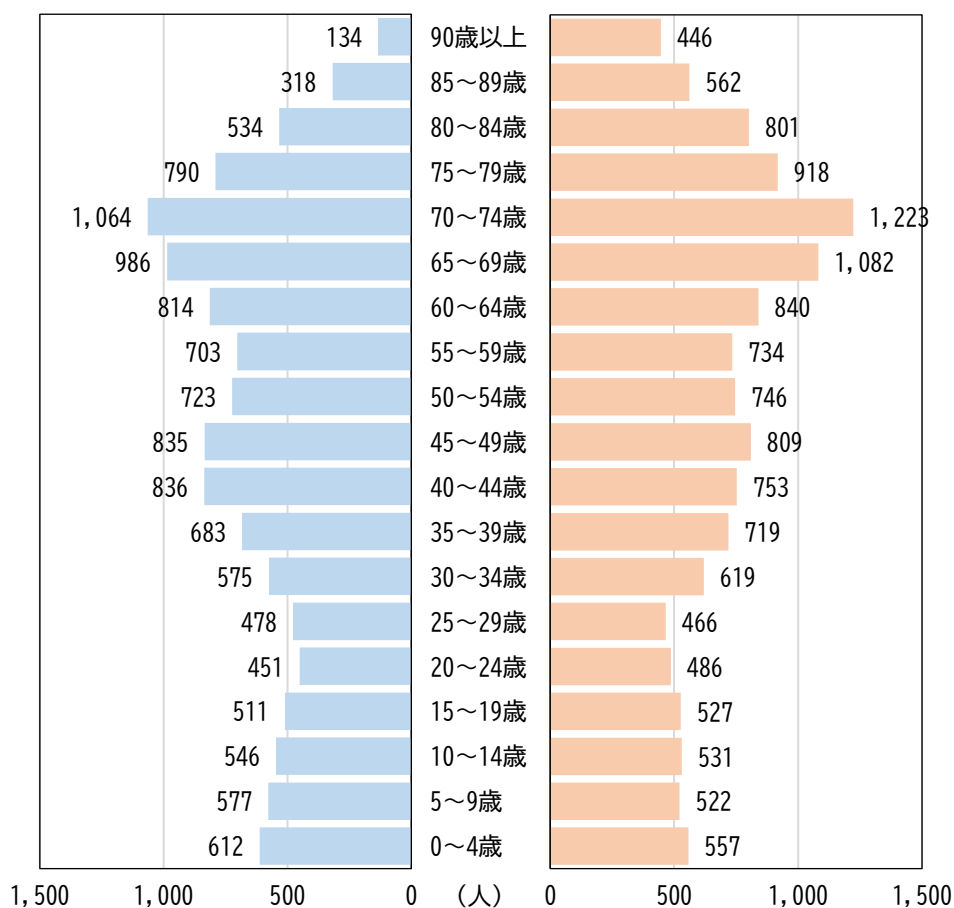


※人口の総数には年齢不詳を含む

資料：佐賀県人口推計・月報（各年4月1日時点）

本町の人口ピラミッドをみると、「壺型」となっており、少子高齢化の進んだ形となっています。男女ともに70～74歳のいわゆる団塊世代の人口が全年齢区分のなかで最も多くなっており、次いで、40代において団塊ジュニア世代のこども世代にあたる部分にふくらみがみられます。

■みやき町の人口ピラミッド

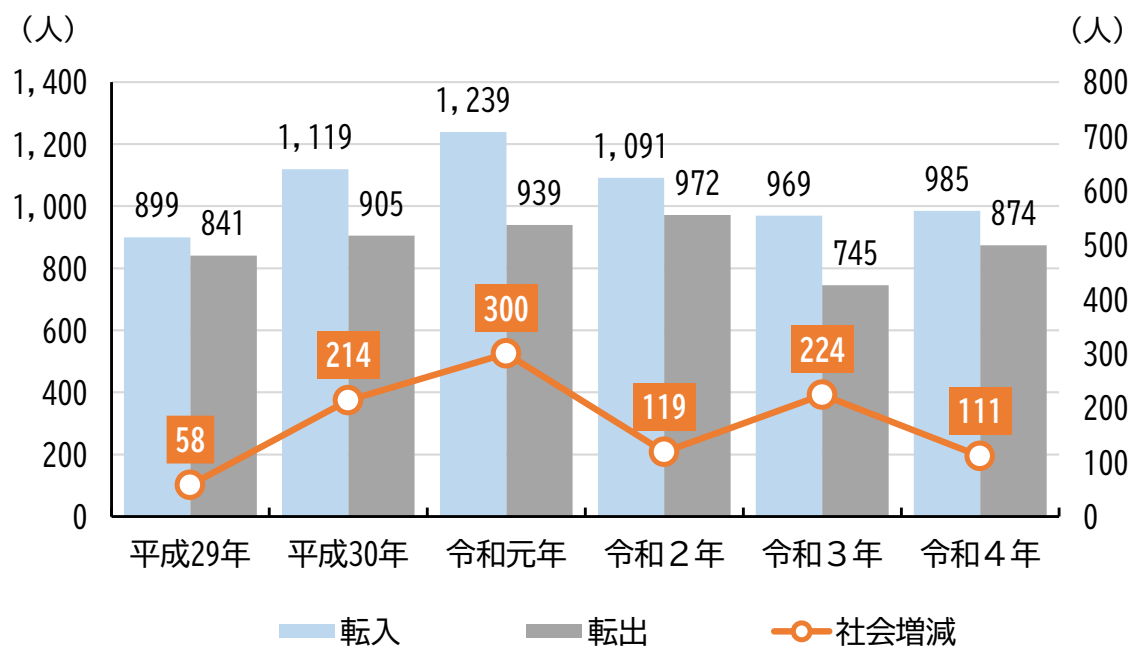


資料：国勢調査（令和2年）

(2)社会移動の状況

社会移動の推移をみると、転入の平成29年から令和4年までの平均は1,050人となっており、転出は879人となっています。社会増減は、平成29年以降社会増となっています。

■社会移動の推移



資料：佐賀県統計年鑑

(3)出生等の状況

出生者数の推移をみると、平成28年から令和3年の間では200人前後で推移していますが、令和4年は158人と大きく減少しています。佐賀県や国は一貫して減少しています。

人口千人に対する出生率の推移をみると、平成27年、平成28年では佐賀県や国より低くなっていますが、平成30年、令和2年、令和3年では佐賀県や国より高くなっています。また、平成27年から令和3年までの人口千人に対する出生率の平均は、本町は7.78、佐賀県は7.93、全国は7.31となっています。

■出生数の推移

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
みやき町	177	191	201	210	191	208	197	158
佐賀県	7,064	6,811	6,743	6,535	6,231	6,004	5,853	5,552
全国	1,005,677	976,978	946,060	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759

資料：厚生労働省「人口動態調査」

■人口千人に対する出生率の推移

単位：‰

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
みやき町	7.0	7.6	8.0	8.4	7.6	8.2	7.8
佐賀県	8.5	8.3	8.2	8.0	7.7	7.5	7.3
全国	8.0	7.8	7.6	7.4	7.0	6.8	6.6

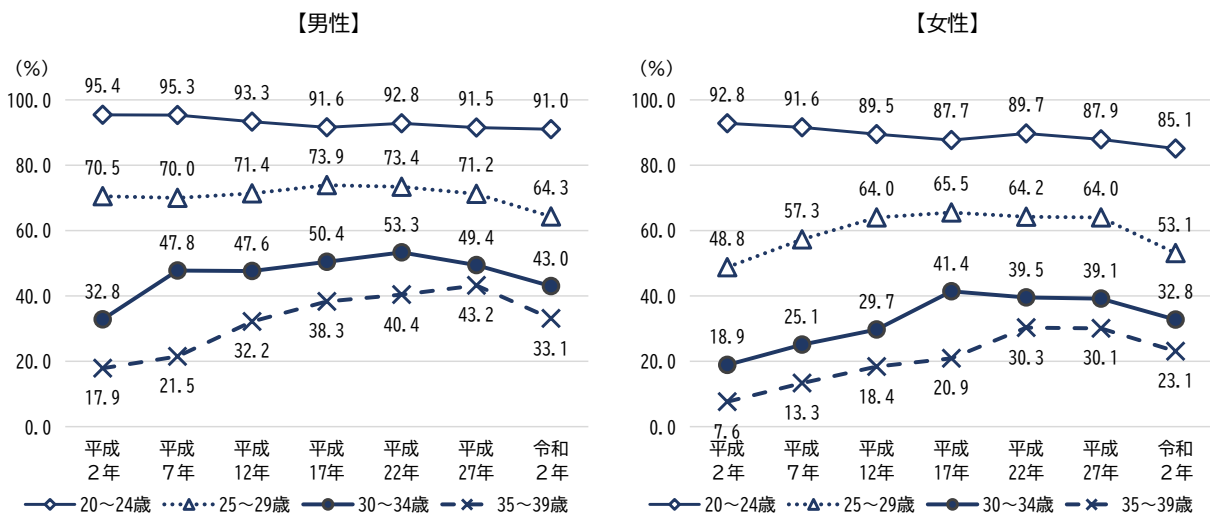
資料：みやき町・佐賀県；「佐賀県統計年鑑」、国；厚生労働省「人口動態調査」

(4)未婚者の状況

平成2年から令和2年における未婚率の推移をみると、男女ともに25～29歳では平成17年から減少しています。また、30～34歳では、男性は平成22年まで増加傾向にありましたが、そこから減少しており、一方女性も平成17年まで増加傾向にありましたが、そこから減少しています。35～39歳では、男性は平成27年まで増加していますが、令和2年にかけて男性で10ポイント以上減少しており、一方女性も平成22年まで増加し、そこから減少しています。

また、佐賀県や国と比較すると、25～29歳は男性で64.3%、女性で53.1%と国の数値よりも大きく下回っています。

■年齢別未婚率の推移



単位：％

	男性				女性			
	みやき町		佐賀県	国	みやき町		佐賀県	国
	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	99.6	100.0	99.7	99.8	99.1	99.4	99.6	99.6
20～24歳	91.5	91.0	92.8	95.2	87.9	85.1	89.7	92.3
25～29歳	71.2	64.3	68.2	72.9	64.0	53.1	59.1	62.4
30～34歳	49.4	43.0	45.1	47.4	39.1	32.8	33.6	35.2
35～39歳	43.2	33.1	32.8	34.5	30.1	23.1	22.9	23.6
40～44歳	35.2	35.5	27.9	29.1	24.2	21.0	19.1	19.4
45～49歳	30.7	32.7	25.4	27.2	17.7	21.6	17.0	17.6

※「人口構成比〔配偶関係別〕」については、配偶関係「不詳」の者を除いて算出。

資料：国勢調査

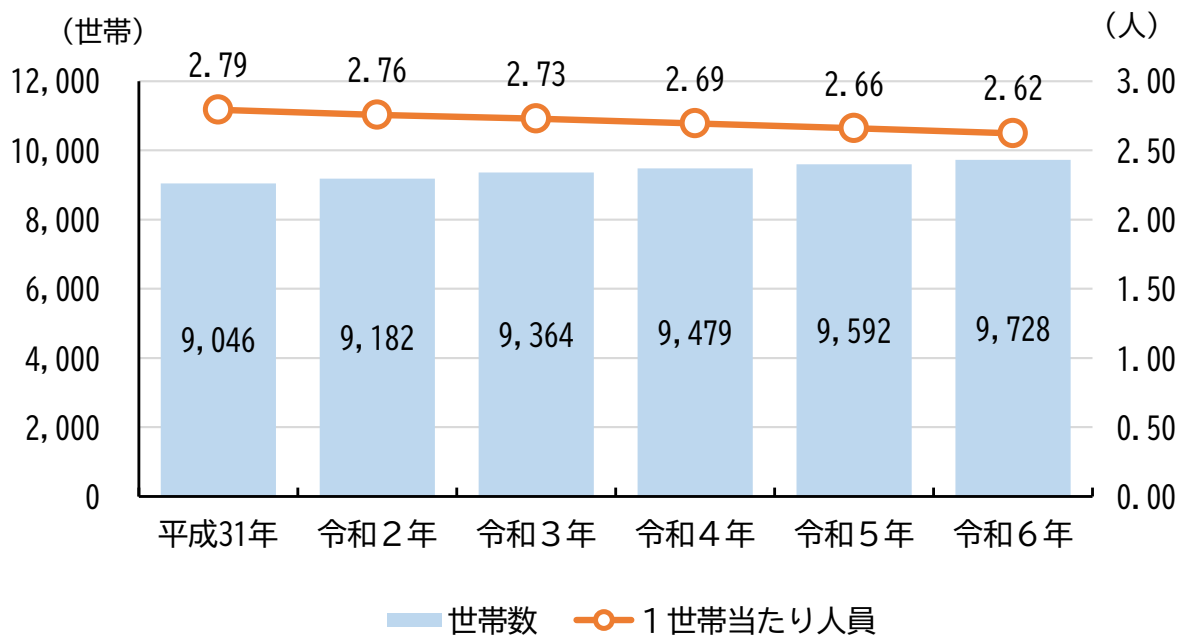
(5)世帯の状況

世帯の推移をみると、総世帯数は、増加が続いており、平成31年の9,046世帯から令和6年は9,728世帯と、約700世帯増加しています。1世帯当たり人員は、平成31年の2.79人から令和6年は2.62人に減少しています。

18歳未満、6歳未満のいる親族世帯の世帯類型をみると、平成27年から令和2年にかけて増加しています。ひとり親世帯は増加傾向にあります。

母子世帯及び父子世帯の状況をみると、平成27年から令和2年にかけて減少しています。

■世帯数及び1世帯当たり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■18歳未満、6歳未満のいる親族世帯の世帯類型の状況

単位：世帯

年	一般世帯	親族世帯			6歳未満の子どもが いる世帯					
		18歳未満の子どもが いる世帯	核家族世帯	ひとり親世帯	核家族世帯	ひとり親世帯	その他の親族世帯			
平成17年	8,364	6,988	2,355	1,205	152	1,150	907	492	27	415
平成22年	8,396	6,864	2,125	1,141	187	984	807	447	32	360
平成27年	8,605	6,825	2,008	1,238	191	770	783	521	26	262
令和2年	9,195	6,952	2,138	1,566	198	572	981	800	40	181

資料：国勢調査

■母子世帯及び父子世帯の状況

単位：世帯

	一般世帯数	母子世帯数							1世帯あたり子ども数 (人/世帯)
		総数	一般世帯に占める割合	子どもが			6歳未満の子どもがいる世帯		
				1人	2人	3人以上	世帯数	一般世帯数に占める割合	
平成17年	8,364	93	1.1%	34	46	13	16	0.2%	1.8
平成22年	8,396	128	1.5%	60	46	22	23	0.3%	1.7
平成27年	8,605	138	1.6%	64	52	22	17	0.2%	1.7
令和2年	9,195	102	1.1%	46	41	15	14	0.2%	1.8

単位：世帯

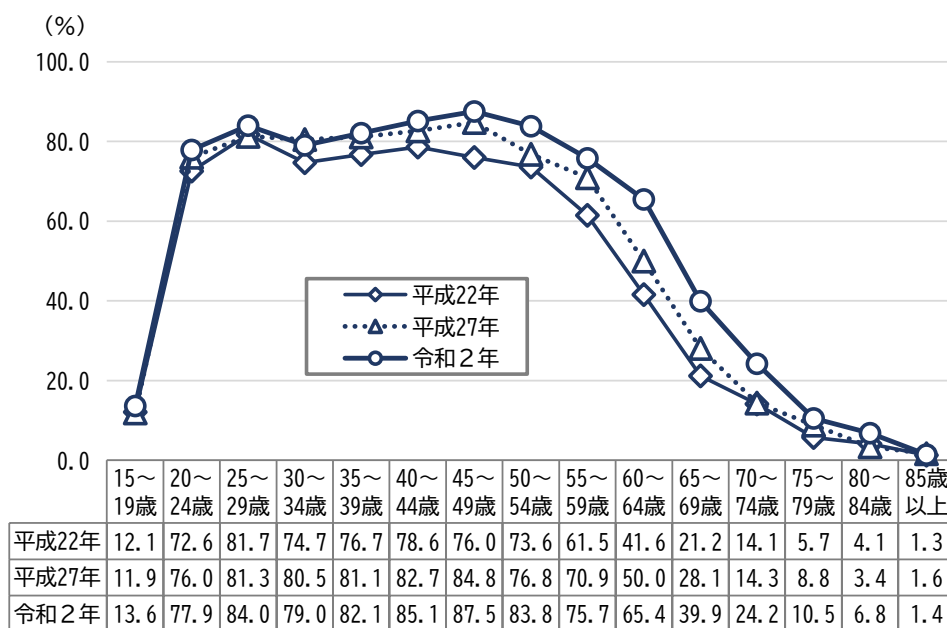
	一般世帯数	父子世帯数							1世帯あたり子ども数 (人/世帯)
		総数	一般世帯に占める割合	子どもが			6歳未満の子どもがいる世帯		
				1人	2人	3人以上	世帯数	一般世帯数に占める割合	
平成17年	8,364	19	0.2%	7	8	4	2	0.0%	1.8
平成22年	8,396	15	0.2%	10	2	3	2	0.0%	1.5
平成27年	8,605	30	0.3%	14	12	4	2	0.0%	1.7
令和2年	9,195	19	0.2%	8	10	1	1	0.0%	1.6

資料：国勢調査

(6)女性の年齢別労働力率

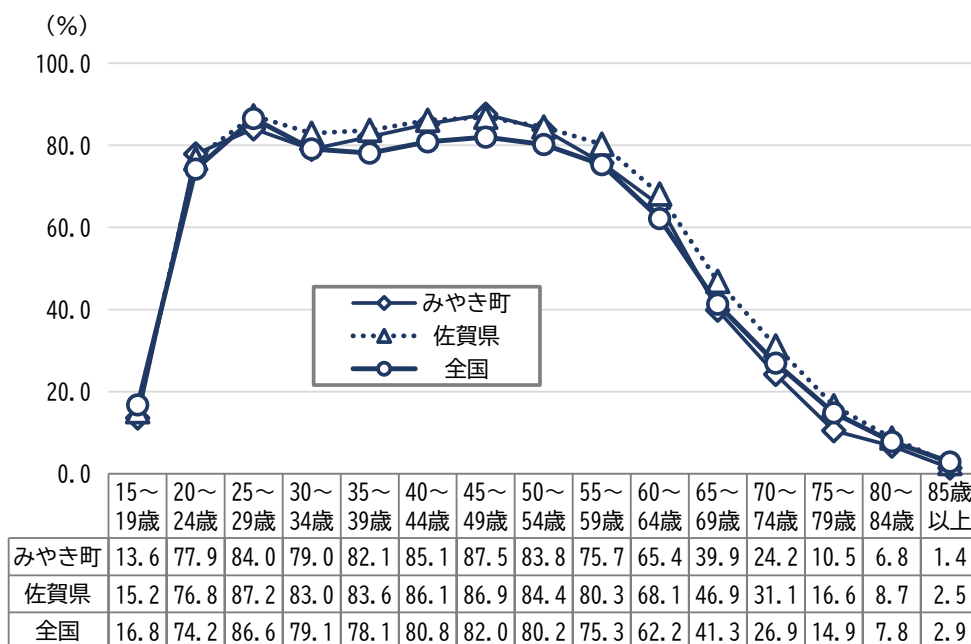
女性の年齢別労働力率の推移をみると、全体的には女性の労働力率が上昇しています。また、令和2年の労働力率を佐賀県や全国と比較すると、20～24歳と45～49歳で上回っており、比較的若い世代においても労働力率が高い状況となっています。

■女性の労働力率の推移



資料：国勢調査

■女性の労働力率の比較



資料：国勢調査

(7)支援が必要な子ども・若者の状況

①要保護対象児童

要保護対象児童相談件数の推移をみると、増加傾向にあります。5年間の平均は、47人となっています。

■要保護対象児童の相談件数の推移

単位：人

2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
36	43	52	45	59

資料：要対協ケース管理登録数

②不登校児童・生徒

不登校児童数は、2023年で最も多くなっており、2020年から2023年間の平均は14.6人となっています。不登校生徒数は、2022年で最も多くなっており、2020年から2023年間の平均は30.8人となっています。

■不登校児童・生徒割合の推移

単位：人

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
小学生	11	10	14	24	13
中学生	21	28	40	34	19

※2024年は8月現在、その他は3月現在

資料：問題行動等月別報告

③いじめの認知件数

いじめの認知件数の推移をみると、数字が大きく動いています。小学校では、2020年の282件、中学校では2022年の118件が最も多くなっています。

■いじめの認知件数

単位：人

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
小学校	282	46	85	73	80
中学校	7	40	118	106	42

※2024年は8月現在、その他は3月現在

資料：問題行動等月別報告

④18歳未満の生活保護受給者

18歳未満の生活保護受給者数の推移をみると、2020年以降増加傾向にあります。

■18歳未満の生活保護受給者数の推移

単位：人

2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
4	9	10	13	16

資料：保健課資料

⑤児童扶養手当の受給者数と対象児童数

児童扶養手当の受給者数と対象児童数の推移をみると、受給者数は200人前後で推移しています。児童数は、おおよそ350人前後で推移しています。

■児童扶養手当の受給者数と対象児童数の推移

単位：人

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
受給者数	210	203	215	204	201
児童数	343	342	369	348	349

資料：県の福祉行政報告例各年3月末（支給停止者を除く）

2 各種調査からみる現状

(1)各種調査の概要

本計画策定の基礎資料として、各種サービスに対するニーズ、みやき町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯や子ども・若者の生活実態、今後の要望・意見等を把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。また、当事者の課題把握のため関係団体ヒアリングを行いました。

こどもの意見聴取として、高校生にヒアリングを行いました。

■各種調査実施概要

区分	内容
①子ども・子育て支援に関するアンケート	対象 : みやき町内の就学前児童保護者、小学生児童保護者 配布数 : 各 800 件 (就学前児童保護者回収数 575 件、回収率 71.9%、小学生児童保護者回収数 404 件、回収率 50.5%) 期間 : 令和6年2月13日～2月26日 実施方法 : 園・学校を通じた配布・回収
②子どものいる世帯の状況調査	対象 : みやき町内の小学5年生・中学2年生とその保護者 配布数 : 各 400 件 (小学5年生・中学2年生の保護者 325 件、回収率 81.3%、小学5年生・中学2年生 324 件、回収率 81.0%) 期間 : 令和6年2月13日～2月26日 実施方法 : 学校を通じた配布・回収
③子ども・若者の実態・意識に関するアンケート調査	対象 : みやき町内の 16～39 歳の住民 配布数 : 1,000 件 (回収数 358 件、回収率 35.8%) 期間 : 令和6年2月13日～2月26日 実施方法 : 郵送配布・回収による本人記入方式、WEB回答方式
④関係機関・団体調査	対象 : こどもやその保護者の支援活動等を行っている団体 4 団体 期間 : 令和6年5月 実施方法 : 対面式のヒアリング
⑤高校生ヒアリング (こどもの意見聴取)	対象 : 三養基高校あすなろクラブ部員 人数 : 7 名 開催日 : 令和6年9月3日 実施方法 : グループインタビュー形式

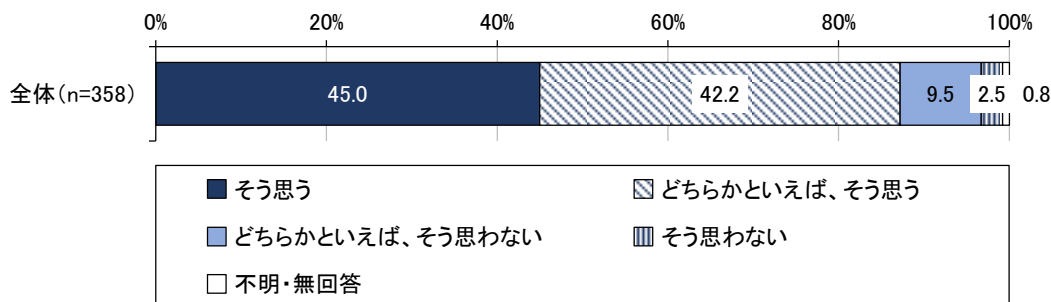
以下、こども大綱の内容に従って、調査結果を紹介します。

(2)子ども大綱の目標に関すること

◆幸せと感じるか

「自分が幸せか」どうか聞いたところ、全体では、「そう思う」が 45.0%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」が 42.2%、「どちらかといえば、そう思わない」が 9.5%となっています。幸せだと思う割合は、8割を超えています。

■あなたは、今、自分が幸せだと思いますか

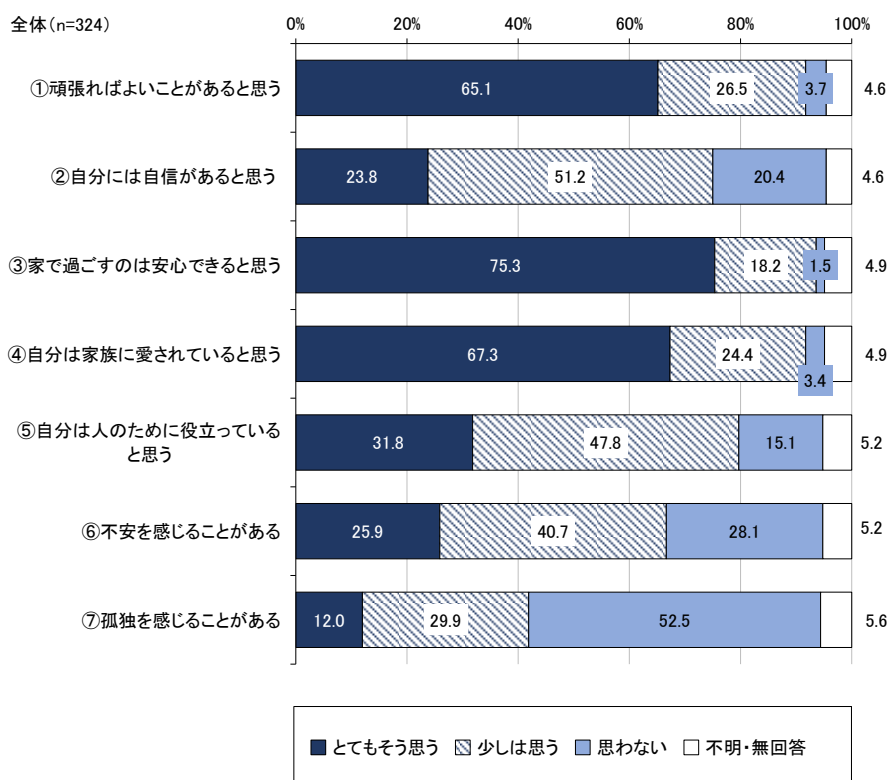


調査：子ども・若者の実態・意識に関するアンケート調査

◆自分自身に対する意識

「自分自身に対する意識」を聞いたところ、「家で過ごすのは安心できると思う」「自分は家族に愛されていると思う」で「とてもそう思う」の割合が高くなっていますが、「自分には自信があると思う」「自分は何のために役立っていると思う」はその割合が低くなっています。「自分には自信があると思う」での「思わない」の割合は 20.4%となっています。

■次の事柄について、どのように思いますか。



調査：子どものいる世帯の状況調査（小5・中2）

◆「こどもまんなか社会」に必要な支援

カテゴリ	内容
地域での子育て	<ul style="list-style-type: none"> ・「家族で子育て」ではなく「社会で子育て」につながる取組や意識づけが必要では。未婚率や初産の年齢が上昇し、子がいない家庭もあるなかで、社会全体での子育ての必要性を理解してもらい、協力してもらうことが必要。 ・町内にあるこども関連施設の紹介を広報やSNS等で行い、情報の共有を図ることや行政の窓口での親切な対応を心がけ、みやき町が名実ともに“子育てにやさしい町”であることをアピールしていけば、「こどもまんなか社会」の創造に近づけるのではないのでしょうか。 ・こどもたちに対して周り（住民）のサポートは大きいと思います。保護者とそのこどもたちが積極的に交流できる場があれば良いかと思います。 ・学校としては、コミュニティ・スクールの在り方を考え、そのなかで積極的に主体的に行政がかかわってほしい。形だけの組織や、会議、情報交換でなく、実行性のあるものが必要。 ・地域ぐるみで、こどもを見守り育てていこうとする気風や仕組みを作っていただけたらと思います。
各機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校への連携をしっかりと取っていきたいと考えています。幼保小連絡協議会を多く開催し、こどもたちが進学しても階段低く進めるようにしてほしいです。 ・学校、保育、幼児教育等の機関の間を埋める役割が必要です。すでに、学童クラブや社会教育の取組がある事で、非常に助かっている子育て世代は多いと思います。 ・福祉、教育、乳幼児の保健関係等の機関が連携して取り組めるような組織の構築や行政の組織の枠組みをまたいでの連携ができるようなシステムがあれば良いと思います。 ・発達支援が必要な方、ひきこもり、貧困等は重なっていることもあるので、乳幼児期から学齢期、成人期まで個人、家庭を色々な視点から捉えて支援につなげられるようなシステムがあれば良いなと思います。
こども権利等	<ul style="list-style-type: none"> ・「こどもまんなか社会」というのであれば、全てこどもに聞くべきだと思います。聞く機会、話す機会が必要だと思います。 ・「こどもまんなか社会」ではなく、保護者中心になっているのではないかと思う部分がある。 ・本町だけでなく、行政のこれまでの「大人側から目線」の支援は、無償化をはじめ預け先の確保等十分になされてきましたので、このあたりでものを言えない乳幼児やこども側に立って「人」としての彼らが生理的に何を求めているのかを含んだ支援や制度をお考えいただければと存じます。
制度の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・保育枠の増加。延長保育時間の延長。病児保育の実施。学童の充実化。町内に病後児保育、休日夜間診療、療育機関等があれば、更に充実するかと思います。 ・いろいろな意味で情報の発信、情報の共有、情報の収集が大切ではないかと思います。 ・こどもや子育ての方々が気兼ねなくいろいろな制度やサービスを利用できるよう、地域社会、保育園等、年齢、性別問わず、こどもや子育てをする方々の応援をお願いしたい。
行政への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な家庭と、支援機関や団体とを繋ぐ役割を担い、どの家庭も安心して生活できるよう、サポートしていただけたらと思います。

調査：関係機関・関係団体調査

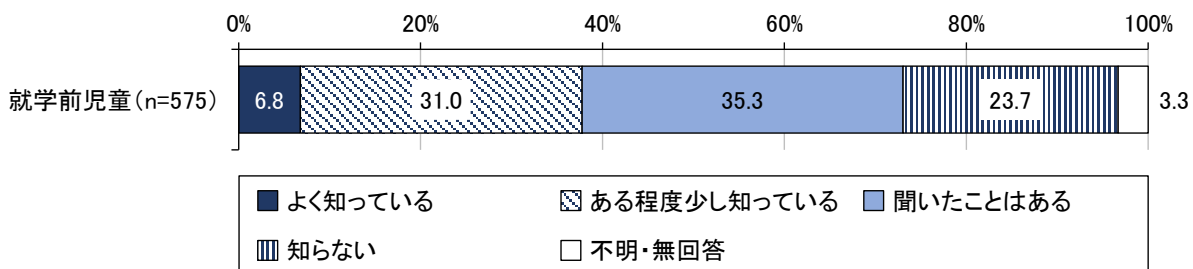
(3)ライフステージを通じた重要事項に関すること

①子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

◆子どもの権利を知っているか

「聞いたことはある」が 35.3%と最も高く、次いで「ある程度少し知っている」が 31.0%、「知らない」が 23.7%となっています。子どもの権利に関する理解促進が必要と考えられます。

■「子どもの権利」について知っていますか。



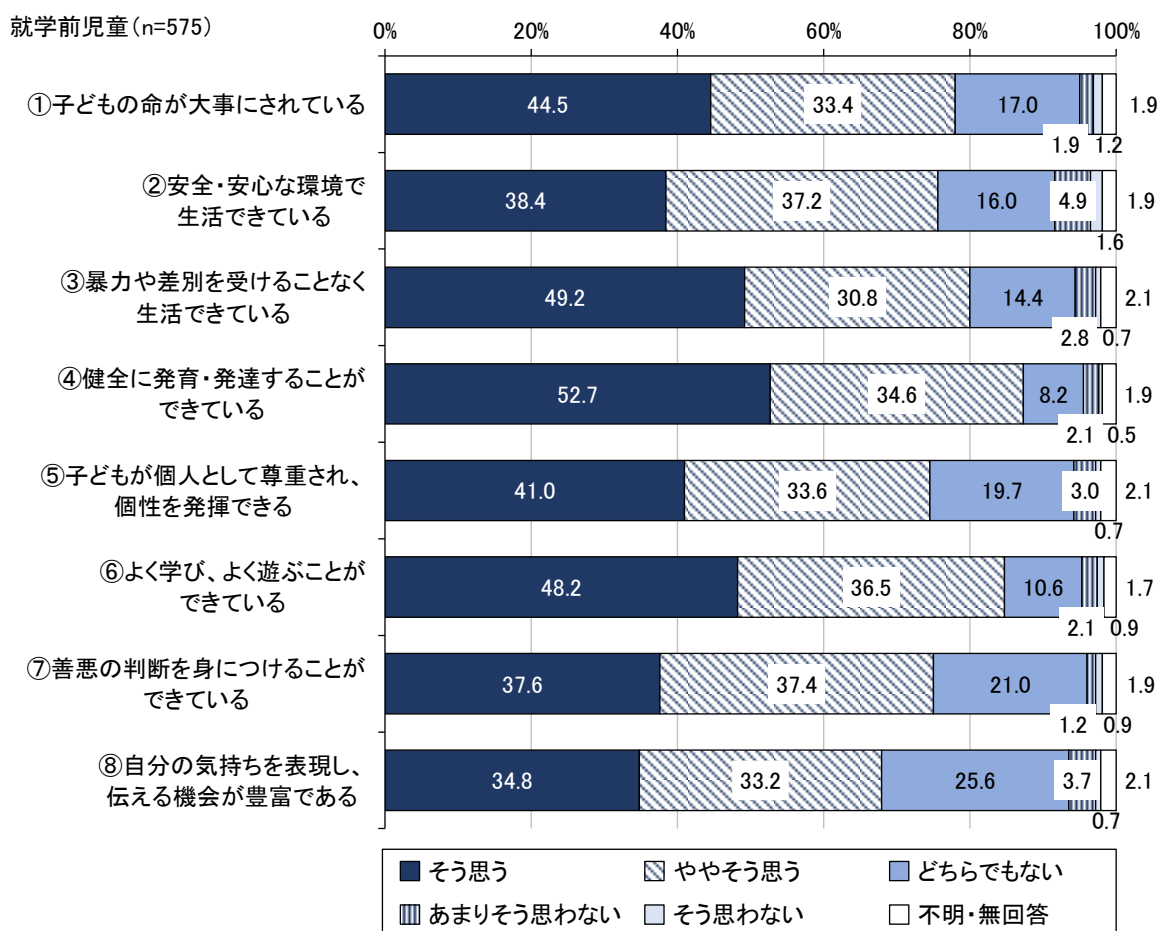
調査：子ども・子育て支援に関するアンケート（就学前児童保護者）

◆こどもの権利が守られているか

「そう思う」と「ややそう思う」を合計した割合が高くなっているのは、「④健全に発育・発達することができる」「⑥よく学び、よく遊ぶことができる」となっています。

逆に低くなっているのは「⑧自分の気持ちを表現し、伝える機会が豊富である」「⑤子どもが個人として尊重され、個性を発揮できる」「⑦善悪の判断を身につけることができる」となっています。

■みやき町において子育てをするなかで、お子様に関する次の事柄について、どのように思いますか。



調査：子ども・子育て支援に関するアンケート（就学前児童保護者）

②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

調査	内容
<p>子ども・子育て支援に関するアンケート (就学前児童)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外の公園は充実していますが、雨が降った時等に遊べる施設がほしいです。平日はあるようですが、土日祝に利用できる場所があればと思います。天候が悪い休日は、大型ショッピングセンター等に行っても人が多く混雑しますし、家で遊ぶと言っても限界があるので、ぜひ検討していただきたい。 ・ 町にB&Gのようなプールはあるが、こども向けのプールができれば良いと思います。鳥栖市民プールのように小さい子用から大人用まで。レジャープールがほしい。町民優先の室内こども向け遊具施設もあれば助かります。雨天時等も室内で身体を動かせるし、可能ならば体操教室等兼ねて備えていれば、身体能力をアップもできて良いと思います。子育て支援センター等は小さな子向けのおもちゃしかないので、物足りないです。就学児は利用不可です。みやキッズパークも素敵だとは思いますが、四季彩の丘等、地形を生かして自然公園等あれば、皆が活用できて集いの場になると思います。山になっているので、アスレチックを設置したり、池に鯉が泳いでいたり、藤棚等作ってベンチを置いて、お年寄りものんびり過ごせたり。石橋文化センターのような。近場で遊べる場所が少ないので、そういうものがあればいいなと願望です。 ・ こども向けの体験型イベントを増やしてほしい(季節の行事等)。 ・ プールや公園等こどもが思いっきり遊べる所を増やしてほしい(小学生になってお友達とも通えるような場所)。
<p>子ども・子育て支援に関するアンケート (小学生)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学生以上のこどもたちが、ボール等を使ってのびのびと遊べる場所がほしい。みやキッズパークは乳幼児のこどもが多いため、ボールを使って遊んでいると、一度保護者の方にボールがその場に飛んでいき怒られたことがあります。小学生以上のこどもが周りを気にせず遊べる遊び場が必要と思います。 ・ 住んでいる地区にこどもが少ない。公園や広場もないのでこどもたちで遊べる場所がない。数年前に公園ができる話があったが、自治会が勝手に断っていた。他の地区の方が入ってくるのを防ぐためとのこと。こどもが楽しめるイベントがあればいいなと思いました。いちご狩り、とうもろこし狩り、自転車サイクリング、田植え体験、もちつき→以前学校行事であったが今はない。

③子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

調査	内容
子ども・子育て支援に関するアンケート (就学前児童)	・ 子育て支援に力を入れているけれど、そもそも産婦人科もなく、小児科も少ない。夏暑い時・冬寒い時屋内で遊べるところも少ない。保育所も少なく、働けない人も多いと思う。全然子育て支援とは程遠いと思います。
	・ 産婦人科、小児科、眼科等、こどもを育てていく上で必要な病院等が近くにあまりない。上峰は大人数受診しているため予約が取りにくく、結果的に鳥栖、久留米まで行かなくてははいけません。医療環境整備をしてほしいです。
	・ 小児科の誘致。いつも通っている近くの小児科は患者が集中しすぎて、インターネット受付開始2分で1日分の受付が終了することもある。移住者が増え、こどもの数が増えているのに小児科が足りていない。
子ども・子育て支援に関するアンケート (小学生)	・ もっと気軽にではないが病児病後児等を預かってくれる施設がほしい。こどもの熱等は突然です。
	・ 病児保育をしてほしい。職場の病児を利用することもあるが、定員がすぐうまってしまうのもっと選択肢を増やしてほしい。みやき町内にもできるともっと便利だと思う。

④子どもの貧困対策

■日々の生活や子育てのなかで、困っていること

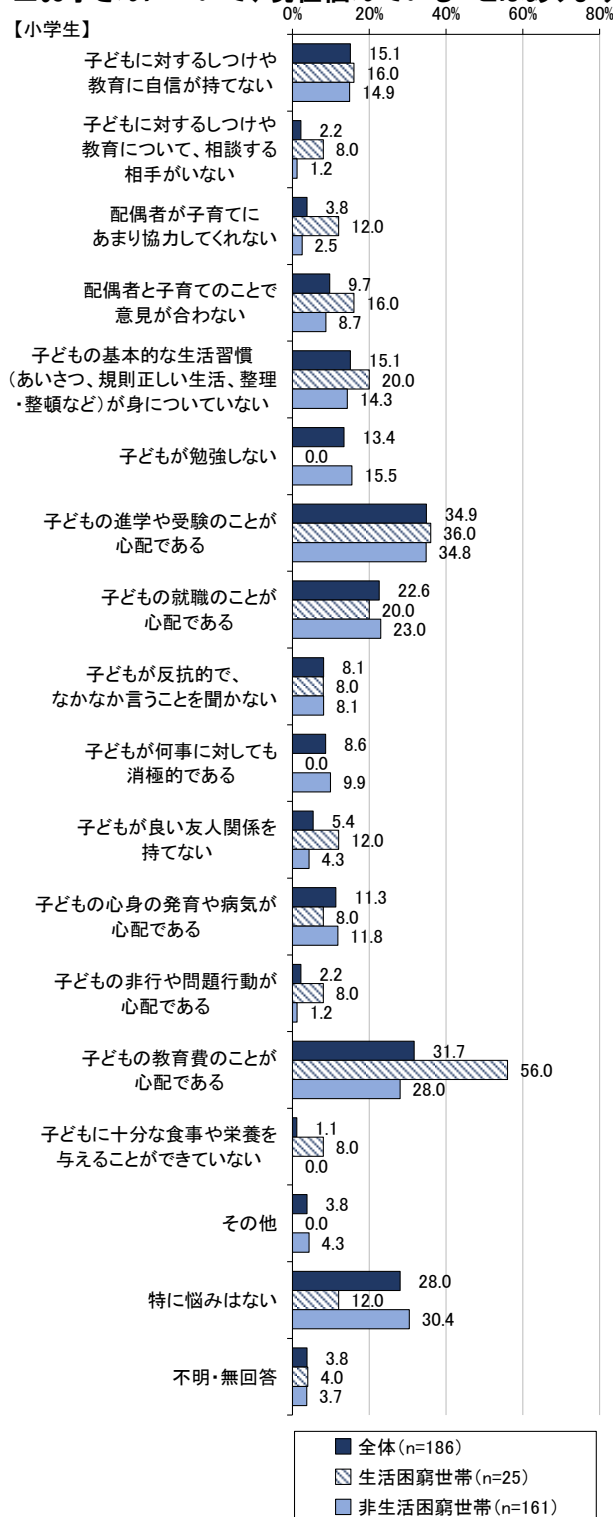
調査	内容
子ども・子育て支援に関するアンケート (就学前児童)	・ ひとり親なのでこどもがかぜをひいた時、仕事を休まなくてははいけなくなり、収入が減り困るため、病児保育施設を利用しやすいように支援してほしい。先日1ヶ月間で2週間もこども園をお休みすることになったが、副食費の請求が丸々1ヶ月分くる事が不満。食べてもない給食費を払うのは金銭的に負担。こども園に払ったとしても後日町から返ってくるなどの支援をしてほしい。ひとり親の医療費申請方法をもっと簡単にしてほしい。手書きの箇所が多く大変。
	・ 私は母子家庭です。支給される条件等が、ちょっとわかりにくい部分もあるので、もう少しわかりやすいと良いと思います。急にシングル家庭になった時困りました。また、死別で私はシングルになったのですが、母子扶養手当の内容等とても難しかったので、もう少しわかりやすいと良いと思いました。
子ども・子育て支援に関するアンケート (小学生)	・ 生活のために残業を頑張ると、児童扶養手当が所得制限でもらえなくなりました。満額はもらえなくていいので、所得制限をもっと高くしてほしいです。ひとり親には変わりありません。二人親よりきついです。
	・ ひとり親の医療費の助成を受けるために、毎月役場の窓口を訪れないといけないので、何とかしてほしい(時間がなかったり忘れてりするから)。資格者証を出せば、病院の窓口でその場で適用できるようにしてほしい。

◆子育てにおける悩み

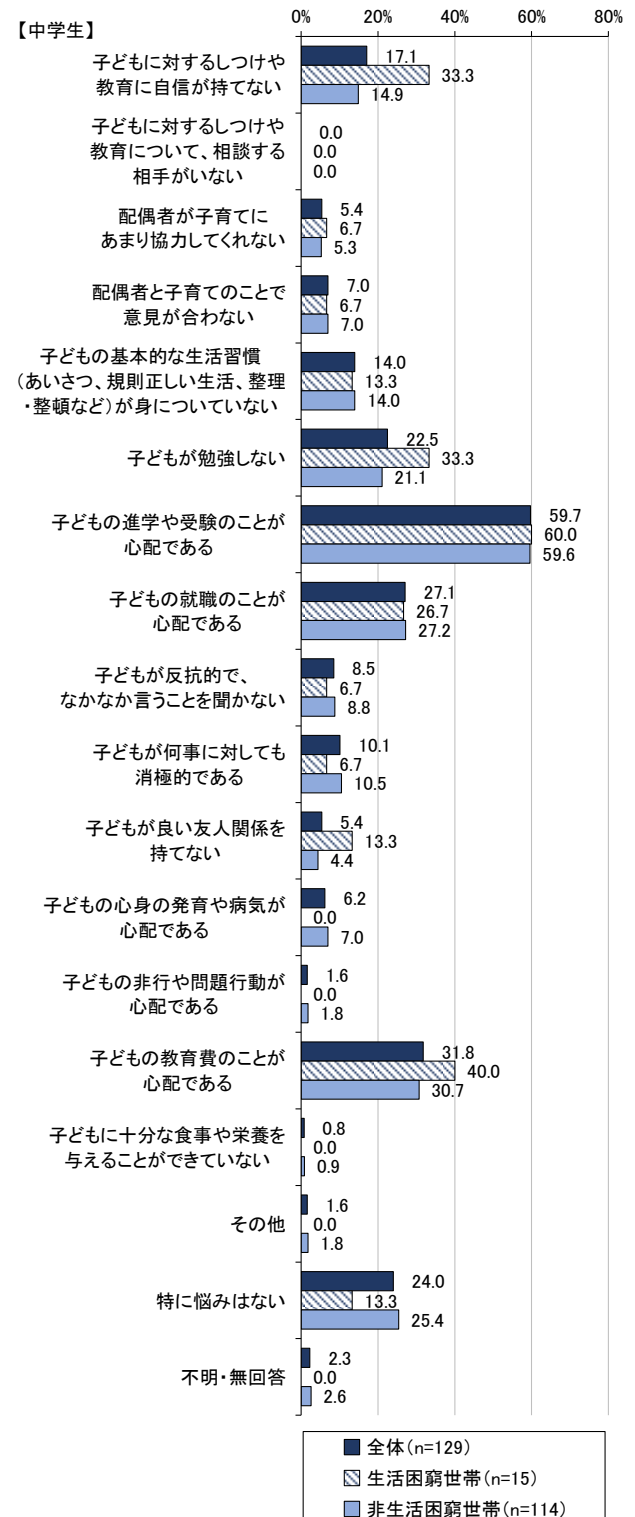
全体では、小学生、中学生ともに「子どもの進学や受験のことが心配である」が最も高く、小学生では3割台、中学生では5割台となっています。生活困窮世帯判定別にみると、小学生では〔非生活困窮世帯〕に比べて〔生活困窮世帯〕で「子どもの教育費のことが心配である」、中学生では「子どもに対するしつけや教育に自信が持たない」「子どもが勉強しない」「子どもの教育費のことが心配である」が高くなっています。

■お子さんについて、現在悩んでいることはありますか

【小学生】



【中学生】



調査：子どものいる世帯の状況調査

■支援にまつわる課題

カテゴリ	内容
問題の把握のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 核家族規模の家庭における貧困層が多く、外部から支援を行おうと考えても拒否されるケースが多い。 ・ 自分から情報を集めたりまわりに相談したりしようとせず、外部からの接触を拒み、自ら孤立していく家庭に対して、どのように支援をしていけば良いのか悩みます。 ・ 困窮状態を外部が把握しにくい。 ・ そもそも経済的に困窮している世帯と繋がれていない気がする。繋がっていたとしても、困窮しているとわからない（感じさせない）という面で情報が得られにくいと思う。 ・ 経済的に困窮している世帯の子どもや保護者たちは見た目ではわかりません。周りの人にわからないように相談（窓口・電話）に行ける部署が必要なのではないかと思います。まず「子どもの貧困」とは？知らない人が多いと思います。と同時に情報が得にくいです。 ・ 子どもさんの貧困の情報を得ることは困難です。 ・ 困っていることを他には知られたくない気持ちも推察します。また、外からではわかりにくい貧困も増えているのではと感じます。プライバシーや権利に阻まれ、気付きにくい、また気付いても入っていきにくいこの頃ですので、行政機関の人的充実を図っての対応が期待されます（民生委員さんや子どもが通う園や学校関係者の介入ではかえってややこしくなる世情です。つないだ先の専門職の方々が頼りです）。
支援の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援してもらうための情報不足、相談できる人や場所がわからない。 ・ 地域の民生委員さん、子育て福祉、学校等との連携が大切。経済的生活困窮になった原因を整理していかないと今後の支援につながらない。 ・ 全部の機関（子ども、介護等）での情報の共有。家庭内の問題を1つのこととして全ての困窮している世帯だけではないが、町の取組や支援があるのならば、園からもその情報を伝えることができたらいいなと思う。そのために、他機関との連携、情報の共有が必要になってくると思う。 ・ 一般論になるが、時代の変化とともに、地域や家庭を取り巻く環境が変わってきているので、様々なことが複合していると考えられる。学校としては、現在取り組んでいるように、子どもとかかわっていくなかで、必要に応じて他機関との連携を進めていきたい。 ・ こどもの保育、教育に関して経済的支援が必要。また、保護者が自立していない場合や、子育てできていない場合は、保護者の自立支援も必要。

調査：関係機関・団体調査

⑤障害児支援・医療的ケア児等への支援

調査	内容
<p>子ども・子育て支援に関するアンケート (就学前児童)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がいの子どもを育てています。現在療育施設に通っていますが、まだまだ不透明なことがたくさんあって思い悩むことが多いです。保育園や保健センターからお話を頂き、障害となる特質の早期発見は親としてすごく助かる話ですが、その後が選択肢を選べるだけで、療育と連携したり、その後を相談できる人・起点となる人がすごくわかりづらいです。それぞれがそれぞれに一生懸命に対応してくださるのはわかってはいますが、節目（進級）になった時に全ての人の情報がまちまちなのはとても不安を覚えます。 <ul style="list-style-type: none"> 町→保育園や施設と話し合っ 保育園→うちがやっているのが主 療育→保育園生活でのあれこれが改善に必要 相談員→親が選択するものでアドバイスはできない 病院→適切に対応していけるように皆で話し合え ・このまま学校・教育委員会の意見まで入ったらあなたならどう考えますか？「発達障がい」とくくるのであればそれなりにフォローする体制が整っているものと思っ
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児についての意見になります。町主催で園や学校の先生方に向けた勉強会、保護者に向けた勉強会・集会等を開催してほしいです。今インクルーシブ・合理的配慮と言われているのですが、まだまだ知識も環境も不十分だと思います。 ・交通機関も問題に思っています。障がい者は車の運転はほとんどの方ができないなか、三根地区は、電車はもちろんありませんが、264号線の西鉄バスが無くなると聞きました。障がい者でも自立する権利があるし、私も息子の自立のために今一生懸命子育て療育を行っております。なるべく人様のお世話にならないでいいように（必ず町・国・人の手助けは必要になりますが）自立した大人になってほしいですが、環境が整っていなければ1人でバスで移動して、好きな時間を過ごす・職場に行くなどができません。将来もずっとみやき町で過ごしていきたいと思っているので、どうか障がい児に対する取組も行ってほしいなと思います。よろしく願いいたします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・私は障害児を持つ母親ですが、現実問題なかなか地域交流等はハードルが高いことが多くて、アンケートには消極的な回答が多くなってしまいました。園や地域の場でも、障害があることで様々な壁を感じる事がとても多いので、障害があっても一緒に地域で生活していきやすい環境が整ってくれとありがたいです。色んな子がいることを子どもたち同士でも認め合えるような、小さい頃からの環境だったり、ほんの少しの意識でも町全体がよりあたたかい町になってくれることを願っています。

調査	内容
<p>子ども・子育て支援に関するアンケート (小学生)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児の頃に、発達障がいが判明したので発達障がい者支援センターに相談することでとても助けられました。困った時は相談できるということがとても安心感につながりました。入園前も、児童発達支援に通所したり、相談したりすることで安心して子育てができました。小学校では支援級に在籍し、手厚い支援を頂いていることに大変感謝しております。放課後等デイサービスも、長期休暇中も土曜日も利用できることで、通院や親の介護、家事、用事等をするのができとても助かっています。行政の福祉支援のおかげで子育てができています。 ・ 兄弟の障がいを持っている兄の子育て(中学)については、昔から思う所がある。福岡から引っ越してきて、中原特別支援学校はうちの子にとっては福岡よりもいい。とても丁寧できめ細やか。が、障がい児の子育てをする親が楽しめる所、憩いの場がみやき町にはないと思う。例えば福岡市は各区に「障がい者フレンドホーム」というのがあり、もちつき、クリスマス会等親子、兄弟で参加できる(障がいを持った子を気軽に連れていける)障がい児用のリトミック、平日の午前には障がい者、子を育てる保護者対象の和菓子作り体験や、正月飾り等、様々なイベントがあり、リフレッシュできるだけでなく、そこで同じようなお母さんと話ができるのでとても良い。土日は大きなトランポリンや、おもちゃ等解放していて、親子で気軽に遊びに行ける。デイサービスは充実してきたが、預けるだけではなく、一緒に楽しめる場所、母親同士が集える場所があったら嬉しい。ニーズはとても高いと思う。 ・ こどもの言葉の遅れで町に相談をしたときに、的確な返答が得られなかった。療育を受ける場所やそれまでの流れが担当者によって言われることがバラバラで、非常にわかりにくかった。デリケートな問題に加え、親も勇気や不安を持って相談しているのにとっても残念だった。久留米市はそのような件に対してわかりやすく丁寧に対応してくれる。みやき町もそのような問題に対し丁寧に対応してほしい。子育ての町と謳っているのが残念。対応する方全員の知識の統一と施設の充実、利用者が安心できるように頑張してほしいと思う。
<p>子どものいる世帯の状況調査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが支援学級でお世話になっています。地域の発達支援施設を探していますが、こどもに合った指導支援がなかなか見つからず(発声訓練等)佐賀市、鳥栖にまで行かないとありません。地域でできる場所を増やして、又何処にどの支援やどんな内容(発育訓練内容)等、詳しく案内を出していただけると助かります。 ・ 中学校から支援学校を検討しているが、バスがみやき町にはこないため、正社員として働ける時間にこどもを送迎しないといけなくなる。なぜみやき町の支援バスなのにそのようなことがおこるのか理解できない。他の地区に住んで送迎してもらおう方が良いと思った。

⑥児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

■ヤングケアラーという問題に対して、どのような支援が必要だと思いますか。

調査	内容
関係機関・団体調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヤングケアラーについて認知を進め、自分がヤングケアラーであると自覚するためのきっかけづくり（早期発見）、またそうであると自覚した時の相談場所がまずは必要ではないかと思う。そこが整備された上でヒアリングが行われたり、どのような支援が受けられるのかを本人が知ったり、こどもらしい当たり前の生活ができるよう家庭へ介入すること。 ・ 一言でヤングケアラーといっても、様々な場合があるので、個別の実態を把握して、それに対して必要な手立てを考える。いかに足を運んで、実態を把握するかが重要だと思う。一般的な支援については、現在たくさんの情報があるので、いくらでも方法はあると思う。 ・ ヤングケアラーのおかれている状況により必要な支援が異なってくると思うが、頼れる居場所がある状態を作ってあげることが必要だと思う。 ・ 家庭内でわかりづらい問題なので、こどもたちの家庭へ訪問する機関の充実をしてほしい。また、園等からの連絡・相談窓口を充実してほしい。 ・ 現在も支援は様々に行われているようですが、やはり圧倒的に人的不足が言われているようですし、また法的な問題等、この件には様々な要素が含まれているでしょうから、行政の積極的な意思に基づいた支援（専門職の養成・十分な配置）を期待します。

⑦子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

◆悩みごとを相談する相手

悩みごとを相談する相手を聞いたところ、「親」「友人・知人」「配偶者」が高くなっています。

「誰にも相談しない」についてみると、性別では男性が高くなっています。年齢別にみると、20～24歳が低くなっています。

■あなたは普段悩みごとを誰に相談しますか

単位: %	全体 (n=358)	性別			年齢別				
		男性 (n=150)	女性 (n=199)	その他 (n=7)	15～19歳 (n=52)	20～24歳 (n=55)	25～29歳 (n=46)	30～34歳 (n=95)	35～39歳 (n=105)
親	53.9	40.0	64.8	42.9	57.7	65.5	60.9	57.9	39.0
兄弟・姉妹	26.5	16.0	34.7	28.6	28.8	45.5	21.7	21.1	21.9
友人・知人	53.9	46.0	58.8	85.7	61.5	83.6	45.7	51.6	41.0
交際相手	7.3	4.7	9.0	0.0	5.8	18.2	15.2	3.2	1.9
配偶者	36.9	30.7	41.7	42.9	0.0	3.6	32.6	63.2	52.4
子ども	4.2	3.3	5.0	0.0	0.0	0.0	2.2	5.3	8.6
祖父母	4.2	3.3	5.0	0.0	7.7	9.1	6.5	1.1	1.9
学校の先生	4.5	4.7	4.5	0.0	15.4	10.9	2.2	1.1	0.0
職場の同僚・上司	20.4	19.3	21.6	14.3	5.8	20.0	13.0	22.1	30.5
カウンセラー・精神科医	2.8	2.0	3.5	0.0	1.9	1.8	4.3	3.2	2.9
町役場などの専門機関の人	0.8	0.7	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	1.0
NPOなど民間の相談機関の人	0.6	0.7	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9
インターネット上の知り合い	2.8	4.0	2.0	0.0	3.8	1.8	8.7	2.1	1.0
インターネット上の質問サイト	0.8	0.7	0.5	14.3	1.9	1.8	2.2	0.0	0.0
その他	1.4	1.3	1.5	0.0	1.9	0.0	0.0	2.1	1.9
誰にも相談しない	9.2	16.0	4.5	0.0	9.6	1.8	10.9	10.5	10.5
誰にも相談できない	3.1	2.7	3.5	0.0	1.9	3.6	2.2	4.2	2.9
不明・無回答	0.6	0.7	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.9

調査：子ども・若者の実態・意識に関するアンケート調査

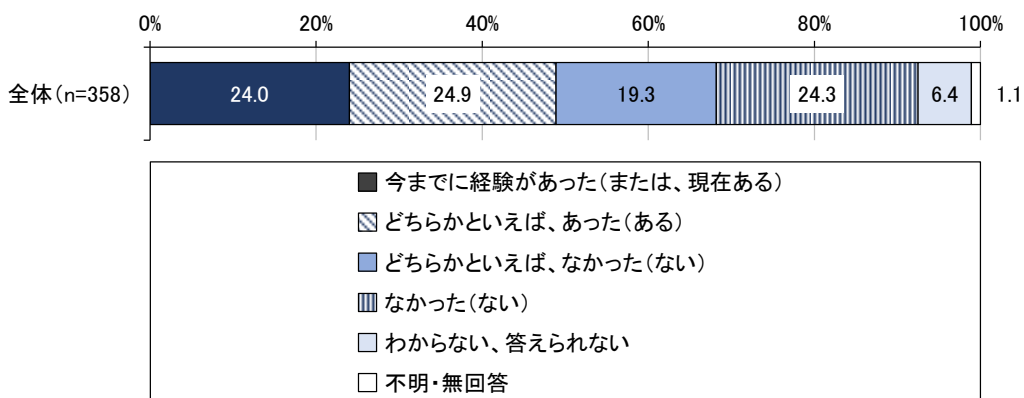
(4)ライフステージ別の重要事項

①学童期・思春期・青年期

◆社会生活を円滑に送っているか

今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験、または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況にあるかどうかを聞いたところ、「どちらかといえば、あった(ある)」が24.9%と最も高く、次いで「なかった(ない)」が24.3%、「今までに経験があった(または、現在ある)」が24.0%となっています。「今までに経験があった(または、現在ある)」と「どちらかといえば、あった(ある)」を合計した割合は、約5割となっています。

■社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。

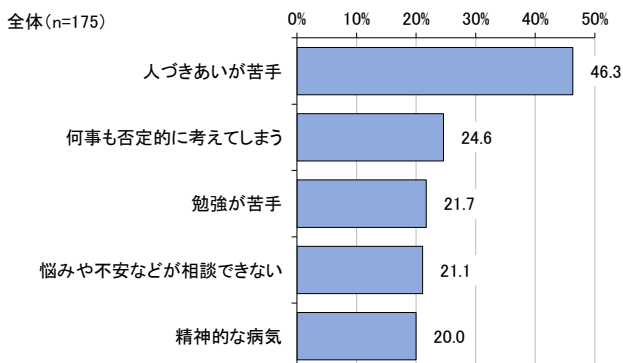


調査：子ども・若者の実態・意識に関するアンケート調査

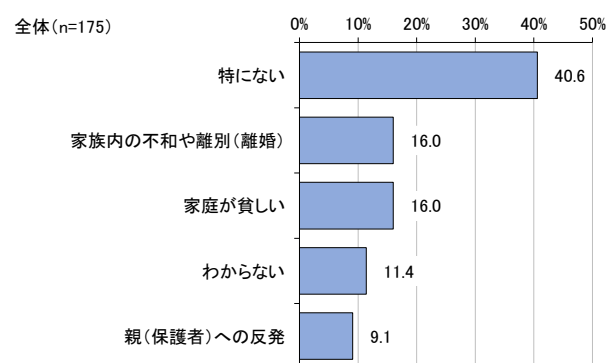
そうした問題を経験した原因を聞いたところ、「(1)自分自身」については、「人づきあいが苦手」「何事も否定的に考えてしまう」が高くなっています。「(2)家族・家庭について」「(3)学校について」「(4)仕事・職場について」では、いずれにおいても「特にない」が最も高くなっています。

■そうした問題を経験した、または現在経験している主な原因

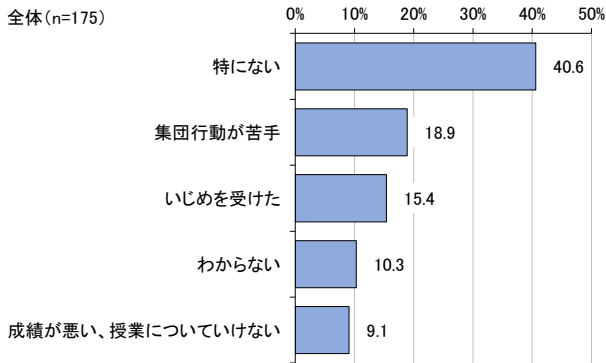
(1)自分自身について



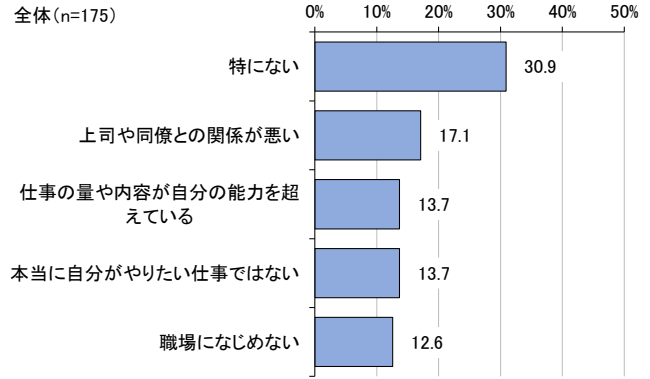
(2)家族・家庭について



(3)学校について



(4)仕事・職場について

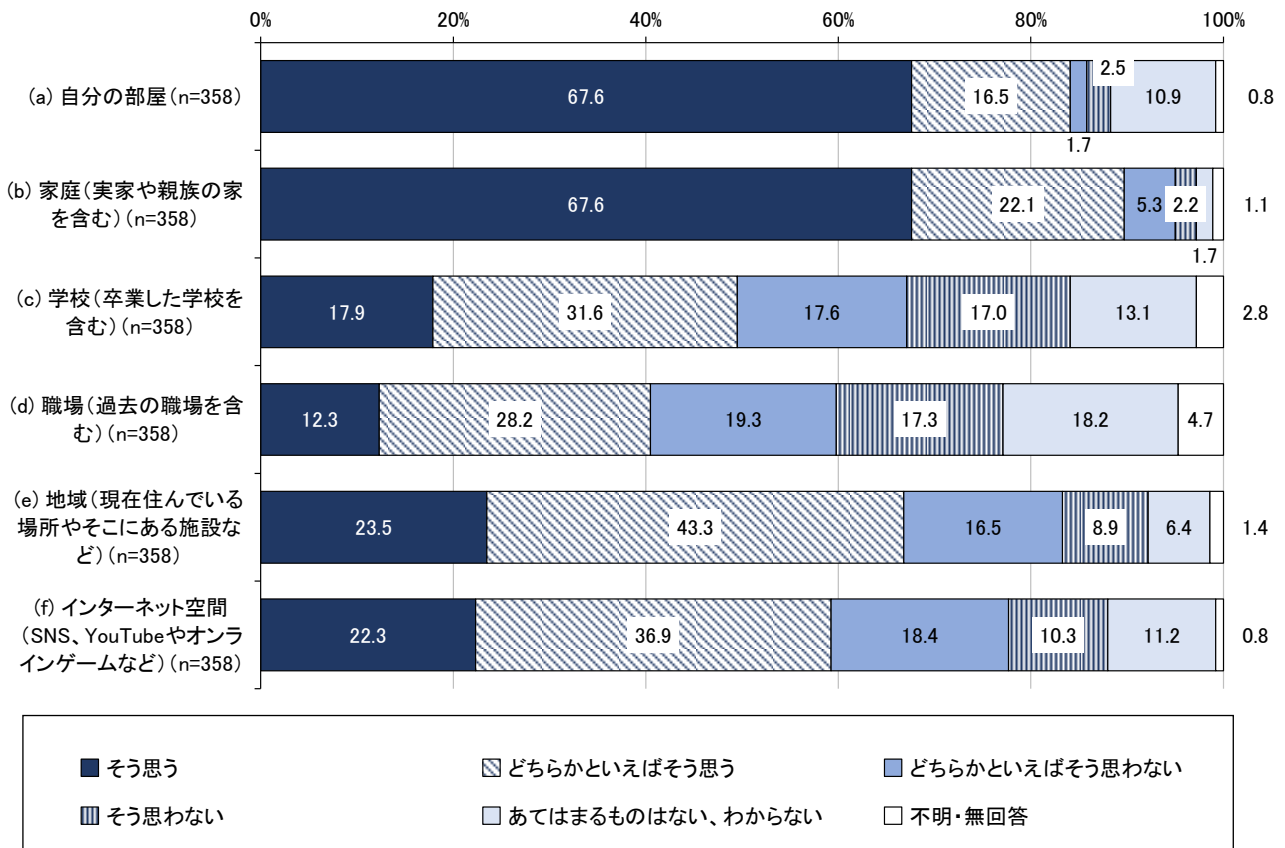


調査：子ども・若者の実態・意識に関するアンケート調査

◆居場所について

自分の部屋、地域等、居場所に関して聞いたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計が高くなっているのは、「(b)家庭(実家や親族の家を含む)」「(a)自分の部屋」となっており約 8 割となっています。「(e)地域(現在住んでいる場所やそこにある施設など)」は 66.8%、「(f) インターネット空間(SNS、YouTube やオンラインゲームなど)」は 59.2%となっています。

■次の場所は、今のあなたにとって居場所になっていますか。



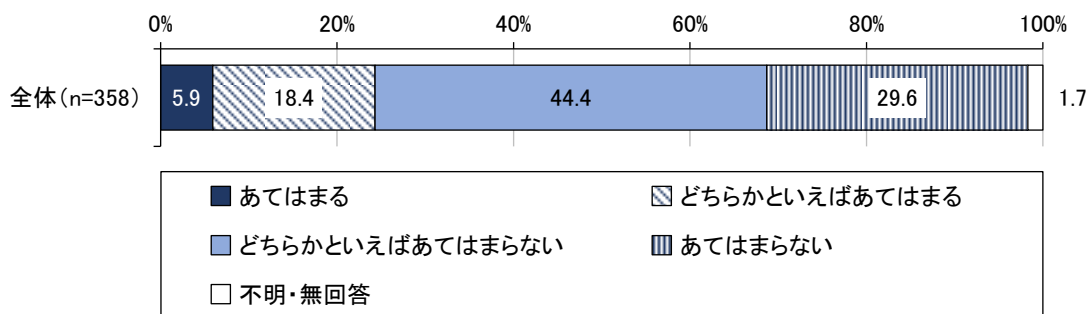
調査：子ども・若者の実態・意識に関するアンケート調査

◆社会的自己効力感

自分は役に立たないと感じるかどうかを聞いたところ、「どちらかといえばあてはまらない」が 44.4%で最も高くなっています。次いで「あてはまらない」が 29.6%、「どちらかといえばあてはまる」が 18.4%で続いています。

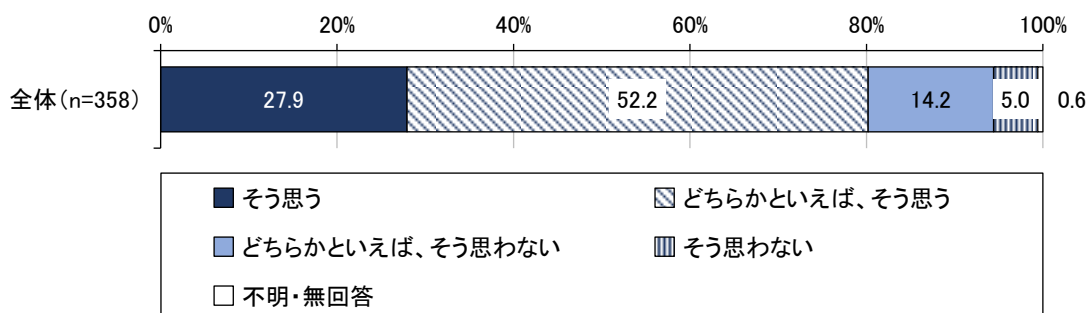
また、「社会のために役立つことをしたい」と思いますかと聞いたところ、「どちらかといえば、そう思う」が 52.2%を占めています。「そう思う」が 27.9%、「どちらかといえば、そう思わない」が 14.2%で続いています。

■自分は役に立たないと強く感じますか。



調査：子ども・若者の実態・意識に関するアンケート調査

■「社会のために役立つことをしたい」と思いますか。



調査：子ども・若者の実態・意識に関するアンケート調査

■不登校に関して

調査	内容
子ども・若者の実態・意識に関するアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもがもし不登校等になった時、相談場所が学校の先生以外知りません。不登校の子も増えてきているので、窓口があるとありがたいです。 ・ こどもが不登校になってしまった場合、ひとりぼっちになるため、働くことが難しく、経済的に苦しく仕事も有給が全く足りない。町だけでなく国が欠勤にならない対策を作ってほしい。今は仕事をあきらめるか、こどもを1人にするかの2つしかない。

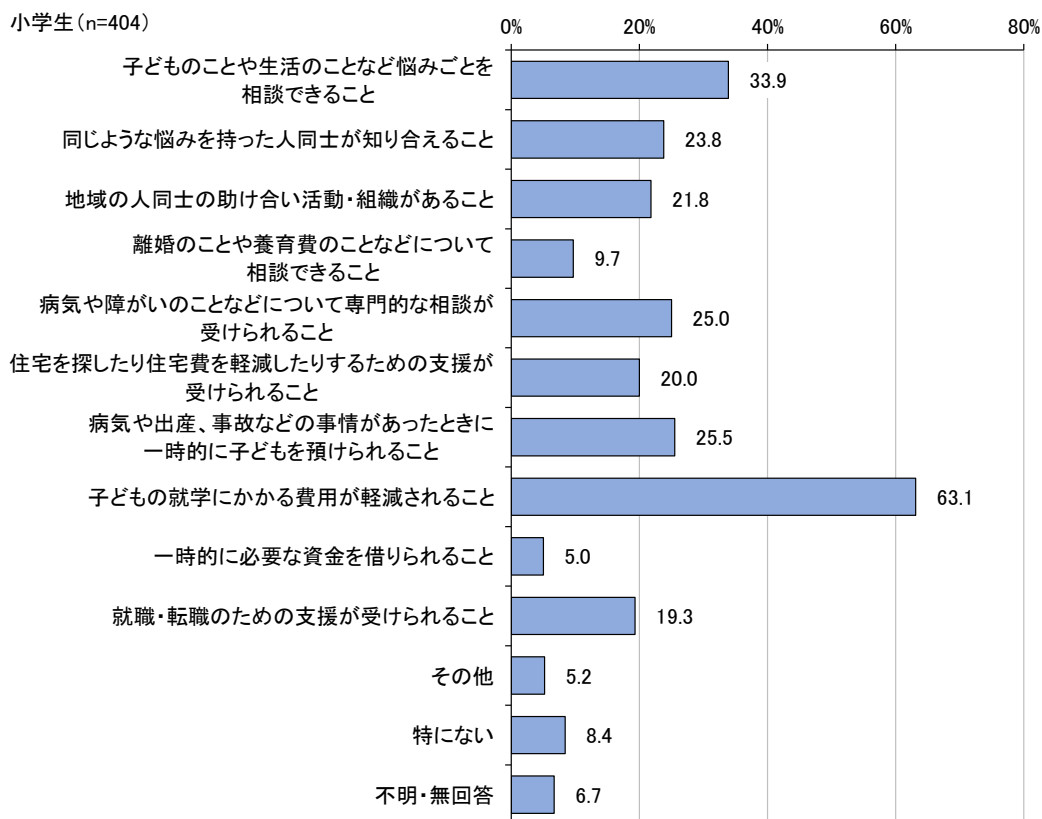
(5)子育て当事者への支援に関する重要事項

①子育てや教育に関する経済的負担の軽減

◆重要だと思う支援

必要な支援を聞いたところ、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が63.1%と最も高く、次いで「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」が33.9%、「病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること」が25.5%となっています。

■現在必要としていること、重要だと思う支援



調査：子ども・子育て支援に関するアンケート（小学生保護者）

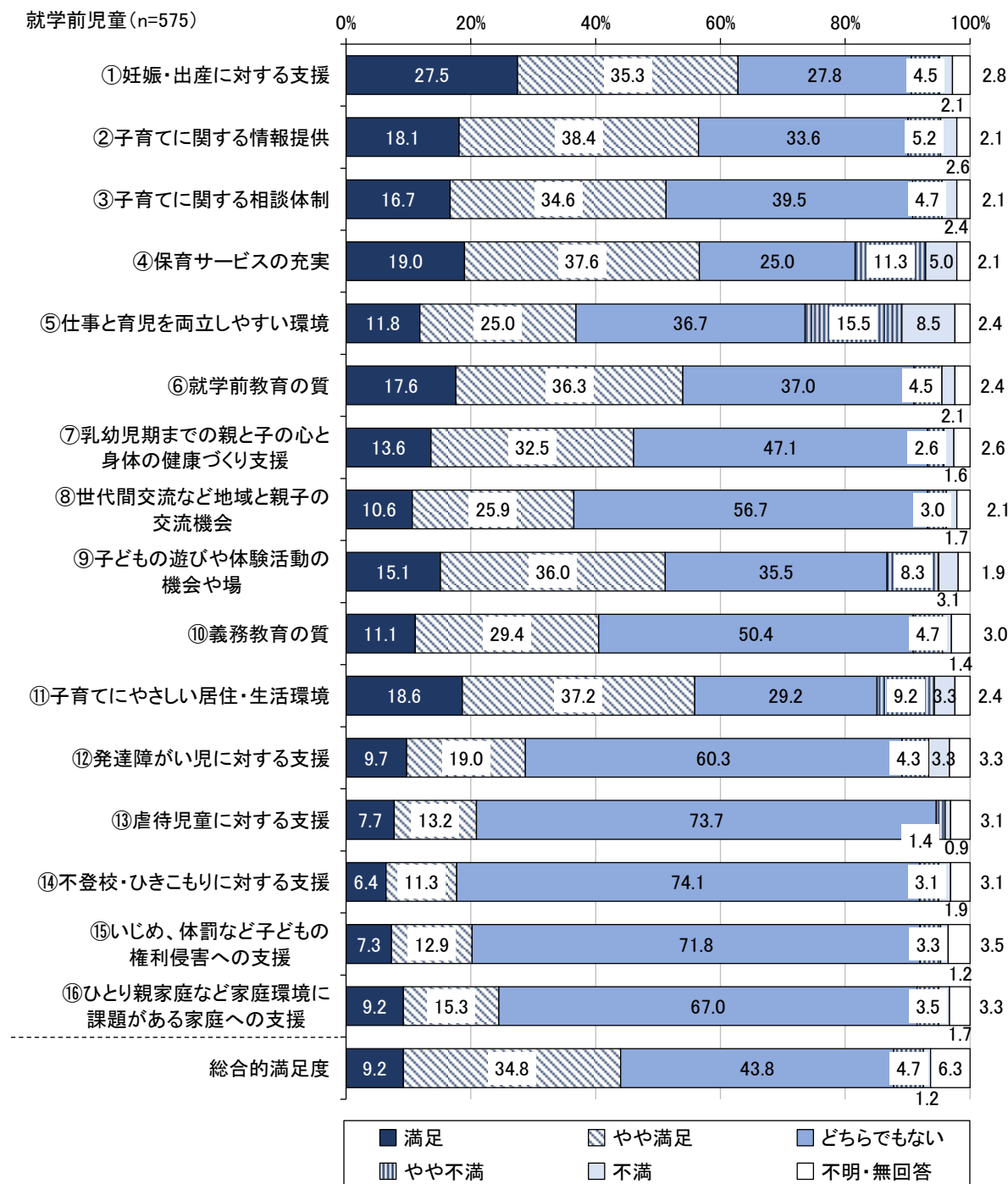
②地域子育て支援、家庭教育支援

〔①妊娠・出産に対する支援〕〔②子育てに関する情報提供〕〔④保育サービスの充実〕〔⑨子どもの遊びや体験活動の機会や場〕〔⑩子育てにやさしい居住・生活環境〕では「やや満足」、その他の項目では「どちらでもない」が最も高くなっています。また、〔⑤仕事と育児を両立しやすい環境〕では『不満(「やや不満」と「不満」の計)』が24.0%と、他の項目に比べて高くなっています。

総合的満足度は、「どちらでもない」が43.8%と最も高く、次いで「やや満足」が34.8%、「満足」が9.2%となっています。

■みやき町における子育て環境の満足度

就学前児童(n=575)



調査：子ども・子育て支援に関するアンケート（就学前児童保護者）

◆子育て中の保護者の課題

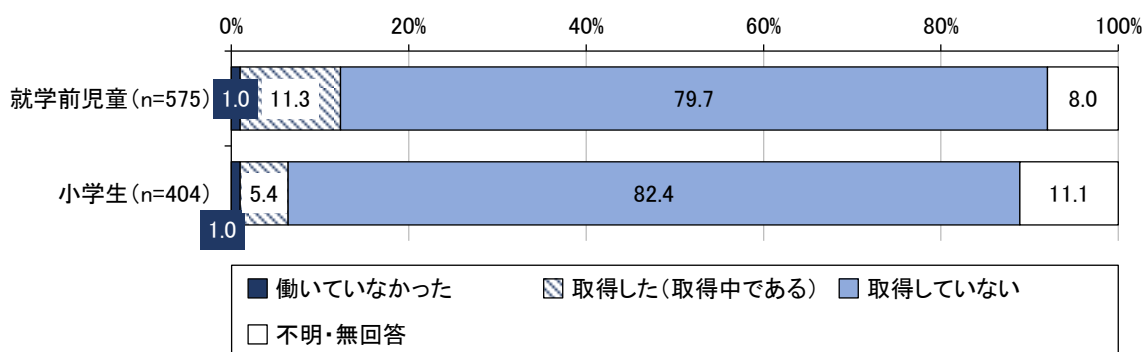
調査	内容
関係機関・団体調査	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関する情報量の個人差が大きい。 ・個人差があり、上手くコミュニケーションをとって施設やサービスを利用できている人もいれば、孤立している人もいる。 ・「人」としての発達の基礎となる基本的な生活習慣への取組の意識が全般的に薄いように感じる。 ・お子様に向き合っているものの、こどもの思いと少しずれていることに気付にくい様子も見受けられる。 ・近年町内に家を建てる子育て中の方が多く、入居してみえた方のなかには孤立を感じる人がいるのではないのでしょうか？また発達が気になるお子さんをお持ちの方が気軽に交流を持てる機会等があるといいのではないのでしょうか？ ・保護者はこどもへ教えていないことが多い。保育園で教えてもらったらいい等、保育園まかせが多く、保護者と面談をすると家ではできない、やらないという言葉が返ってくる人が多い。

③共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

◆育児休業に関して

父親に育児休業を取得したかどうかを聞いたところ、就学前児童では、「取得していない」が79.7%、小学生では、「取得していない」が82.4%となっています。

■【父親対象】育児休業を取得しましたか。

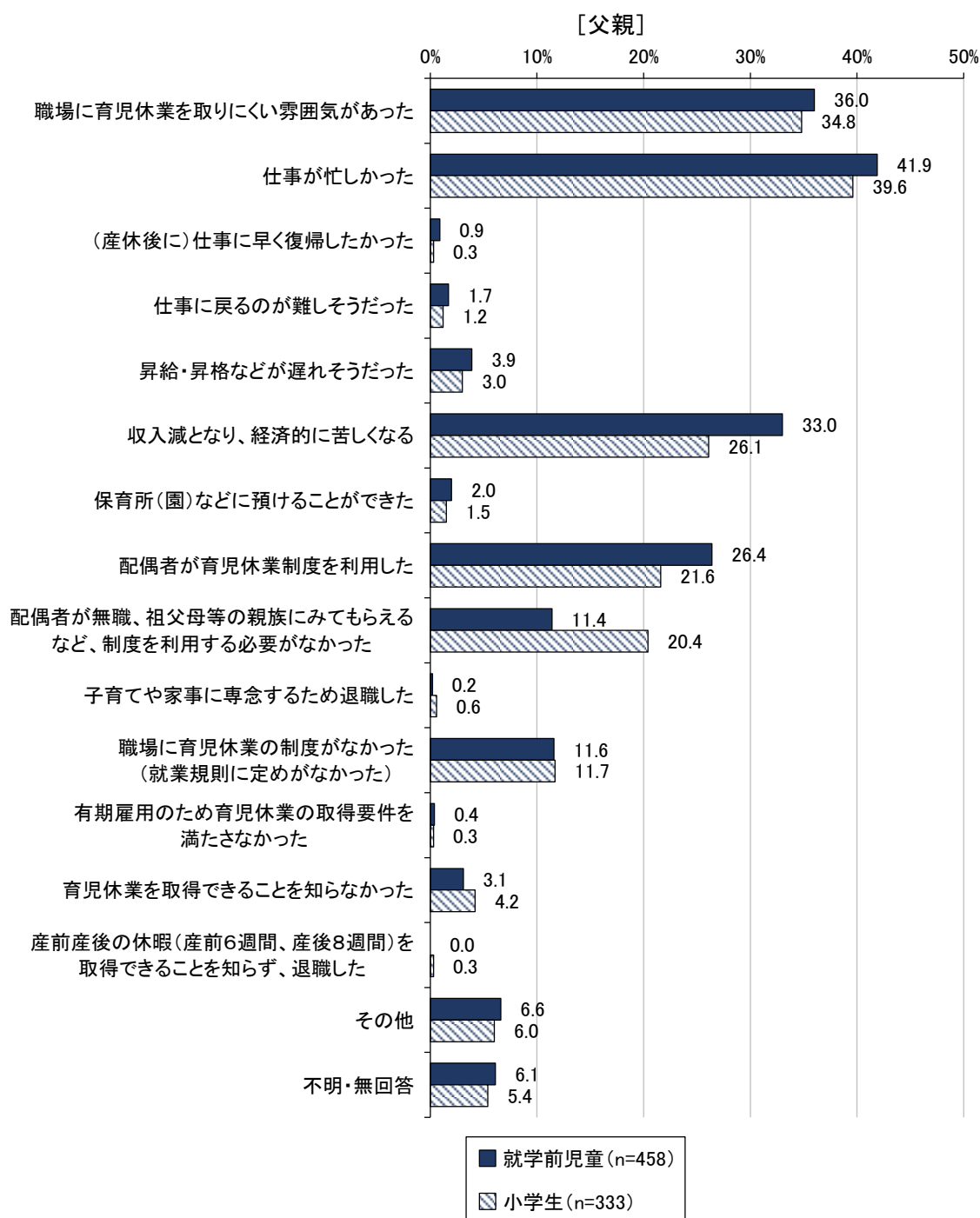


調査：子ども・子育て支援に関するアンケート

◆育児休業の未取得について

育児休業を取得しなかった理由を聞いたところ、就学前児童では、「仕事が忙しかった」が41.9%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が36.0%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が33.0%となっています。小学生では、「仕事が忙しかった」が39.6%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が34.8%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が26.1%となっています。

■育児休業を取得しなかった理由



調査：子ども・子育て支援に関するアンケート

◆共働き家庭の意見

調査	内容
子ども・子育て支援に関するアンケート (就学前児童)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共働きなので、土日祝でも子育て相談ができる場所があるといい。 ・ 共働きで保育園に預けている家庭が多い状況のなかで地域での託児サービスや産後支援があるのはすごく良いと思っています。ただ、共働きしなければいけない、託児に預けなければいけないという状況でもあります。保育の方々にはとても感謝していますが、本当はできるだけ子どもたちと過ごす時間を持ちたいとも思います。しかしそれは働く環境等別の問題も関わってきってしまうので、周囲からのサポートという点では地域の班長業務の負担を減らしてほしいと思います。
子ども・子育て支援に関するアンケート (小学生)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 習い事の送り迎え。現在両親共働きのため、送迎ができず我慢させている。夕方一夜両親が帰るまでは、子どもだけで過ごしている。とっこい広場が未就学児までなのが残念です。 ・ 小学生くらいまでは、一人で家においておくことができません。共働き、不規則な仕事、残業もあるので、20時くらいまでの預かりをしていただくと助かります。又、学童も7時からだと助かります（特に学校が休み期間中）。 ・ 共働きで、頼れる親族もいないため、子どもの病気等の時は本当に困ります。職場のことを考えたら、子どもをせめてしまうこともあって（なんで熱出すとよ…）とか、どうしようもないとわかっていてもせめてしまって、自己嫌悪になってしまう…もっと子育てしやすい環境を整えてくれたらいいのにと思います。もっと町や社会が子育てするママを理解してくれて、休める環境ができたらと本当に思います。 ・ 共働き（フルタイム）で近くに祖父母や親戚もおらず、残業等で遅くなる場合に一人で留守番させることがあります。ファミリーサポートも登録だけはしましたが、急な対応には使えないので、利用していません。定期での習い事の送迎等も対応してほしい。

④ひとり親家庭への支援

◆ひとり親世帯の意見

調査	内容
子ども・子育て支援に関するアンケート (就学前児童)	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親なので子育てする上でサポートを受けることはできている。ただ子育ての相談ができるかという相談はしにくい。こどもが入園する前は健診時に保健センターで話を聞いてくれるとの事でしたが、全く機能していない。もっと親身になって話を聞いてほしいが相談できる状態ではない。 ・土日祝日が必ずしも仕事が休みではない親もいる。ひとり親なので両親にしか頼れない。日祝日に対応できるようなサービスがあると助かる。小児科が少ないので、どうにかありませんか？本当に体調が悪い時に受診できない。病院受診しないと翌日園に預かってもらえない。仕事を休まないといけなくなる。ひとり親への支援を手厚くしていただけると助かります。
子ども・子育て支援に関するアンケート (小学生)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、ひとり親支援で長女が学習支援を受けています。先生方もとても親身になって教えていただき、本人も行くのが楽しいと、とても楽しみにしているのですが、週一回、部活終わりだと長くても二時間しか受けられず、時間が足りないといつも言っています。中二、中三と受験に向けてもっと理解が必要な時期になっても、親の労力では追いつきません。ご検討をお願いします。あと、就学費用や、校納金が戻ってくる際に事務室よりひとり親のみに封筒が配られるのが当たり前になっていますが、郵送にはできないのでしょうか？気にする子は「何もらったの？」と聞き、ひとり親を知られたくない子にとってはそれで知られてしまう気がするのですが（特に高学年になるにつれ）。

(6)高校生ヒアリング

高校生ヒアリング調査における主な発言は以下の通りです。

■こどもと関わる部活動を通じて感じること

こどもたちの想像力や遊び方の工夫に感心したり、こどもたちの純粋な発想力や想像力に驚かされることが多いです。固定観念にとらわれていないと感じます。また、安全管理の重要性も実感しています。

保護者との会話では、子育ての大変さや成長の喜びについて共感し合ったり、イヤイヤ期の対応などについて話し合ったりしています。

■現代の子育ての課題について感じること

スマートフォンの低年齢化が気になります。私たちも含め、学習時にもすぐにスマートフォンで調べてしまう傾向があり、考える力の育成に影響があるのではと懸念しています。

■理想の子育て環境や社会について

こどもが自由に想像力を働かせて遊べる環境や、勉強だけでなく様々な経験ができる場所が必要だと考えています。また、コミュニティセンターのような、誰もが気軽に集える場所の重要性も感じています。

色んな居場所が必要だと感じています。色んな考えに触れる空間であったり、違う立場の人たちと話せる空間があってよいと思います。

こどもの成長をスマートフォン越しではなく、直接見守ってほしいです。また、価値観を押し付けるのではなく、こどもの自主性を尊重して見守ってほしいと思います。発想力を伸ばせる社会であってほしいです。

3 課題

(1) ライフステージを通じた重要事項に関すること

①子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

- 子どもの権利に関する理解の促進。
- 子どもが個人として尊重され、個性を発揮できる環境の整備。

②多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- 子どもがのびのびと遊べたり、運動できる空間が求められている。

③子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- 産婦人科、小児科が近くになく、足りない。病児保育・病後児保育の充実。

④子どもの貧困対策

- 周りが問題を把握することが難しく、原因も複雑である。支援も難しい。
- 各種申請をする際の煩雑さをなくす。条件等もわかりづらい。わかりやすい説明が求められている。
- 経済的支援に加え、育児に関する相談等、当事者に寄り添った支援が必要。

⑤障害児支援・医療的ケア児等への支援

- 行政と関係機関が有機的に連携した支援。
- 障がいのある子どもの交通手段の確保。
- あらゆる社会的弱者を包摂できる地域づくり。

⑥児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

- 要保護対象児童の相談件数が増加傾向にあり、より積極的な対応が必要。
- ヤングケアラーは外からは見つけにくいいため、そうした状況に陥っている子どもを発見し、すみやかに支援につなぐ体制を整える。

⑦子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

- 悩みを誰にも相談できない若者がおり、そうした人たちと社会とのつながりをつくる。

(2) ライフステージ別の重要事項

①子どもの誕生前から幼児期まで

- 結婚し、子どもを安心して産み、育てられる環境(医療、包括的な相談支援、各種支援事業等)の整備。

②学童期・思春期・青年期

- 不登校児童・生徒数は増加傾向にある。

- 若者の自己肯定感をより高めることが必要。
- 「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験」がある割合が約5割となっている。その大きな要因となるのは「人づきあいが苦手」となっている。
- 「地域」と「インターネット空間」を居場所として考えている人の割合は同程度となっており、若者の生活において重要な意味を有している。
- 不登校に関する相談窓口、各種支援が求められている。
- 多様なこどもの居場所が求められている。

(3) 子育て当事者への支援に関する重要事項

①子育てや教育に関する経済的負担の軽減

- こどもの就学にかかる費用が軽減されることを当事者は求めている。

②地域子育て支援、家庭教育支援

- 仕事と育児を両立しやすい環境になっていない。
- 当事者の持つ情報に濃淡がある。情報提供の工夫が求められる。

③共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

- 父親の育児休業の取得率が低い。
- 仕事と育児を両立しやすい環境になっていない。

④ひとり親家庭への支援

- 当事者に寄り添った支援が必要。

第 3 章 こども計画の方向性

1 基本理念

こども・若者はまちの宝であり、こども・若者が健やかに育つことは、みやき町の明るい未来につながります。

こども基本法が制定され、国全体で、全てのこども・若者が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指した取組が始まっています。本町においても、新たに「こども・若者の権利の保障」や「当事者意見の尊重・反映」等の考え方を加えた、総合的な取組を行政、家庭、学校、地域等が一体となって推進していくことが重要になります。

また、みやき町においては、これまでの子ども・子育て支援事業計画で「すべての子どもたちが健やかに成長できる地域社会づくり」を基本理念として、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、全てのこどもが心豊かに育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう取組を進めてきました。

こうしたことを踏まえ、本計画においては次のような基本理念を設定します。

【基本理念】

こどもや若者に寄り添い
健やかに成長し幸福になれる
こどもまんなかの地域社会づくり



2 計画推進の視点

本計画は「こども基本法」の理念等を踏まえ、次のような視点に基づき、こども・若者にかかる各種施策に取り組みます。

視点1 こどもや若者の権利の保障

「こどもまんなか」の考えの下、全てのこども・若者が自分らしい幸せを実現できるよう、安心できる環境や多様な体験機会等を確保するとともに、希望する将来の選択に向けて努力し、可能性を広げていけるような支援を進めます。

また、様々な機会を通じてこども・若者が意見を表明できる環境をつくり、その意見が尊重されるような取組や支援を進めます。

視点2 誰もが希望をかなえられる社会の構築

どのような環境にあっても、みやき町に生まれ育つこども・若者の誰もが健やかに成長することができ、自分の可能性を狭められず、多様な選択肢のなかから主体的な選択ができる社会を目指します。こども・若者が、多くの居場所を持つことができ、自己肯定感や自己有用感を高めながら、自分らしく生きられるよう支援を行います。

視点3 子育て支援の更なる充実

誰もがこどもを生子、育てることができ、更に子育てに対する負担や不安、孤立感を感じることなく、こどもとともに成長できる切れ目のない支援体制づくりを進めます。

また、社会全体でこども・若者を応援する気運を醸成することであらゆる分野でこども・若者や子育てをする人が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

3 基本目標

本計画において「目指す姿」を実現するため、以下の基本目標を掲げ、施策を推進します。

基本目標1 こどもの権利を保障するまち

こどもの権利について、全ての大人に対して広く周知を行い、社会全体でこどもの権利を保障し、こども・若者が安心して意見を表明できる場や機会を提供し、意見を反映する仕組みを整えます。また、こども・若者が多様な体験活動や遊び、学び、様々な人との関わりを通して、心身ともに健やかに成長できたり、生き抜く力を得ることができるといった幸せな状態で成長できるよう、こども・若者の視点に立った安全で安心できる居場所づくりを推進します。

基本目標2 こどもが健康で幸せに育つまち

こども・若者等が生涯を通じて健康を保持できるよう、妊娠、出産から幼児期までの切れ目のない支援や思春期におけるこころの健康づくりまで、一貫してこども・若者等の心身の健康づくりに取り組みます。

障がいや医療的ケア等の理由から支援を必要とするこども・若者に、関係者の連携体制を強化して適切な支援、サービスにつなげます。

基本目標3 子育て家庭を支援するまち

生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育サービスの質・量の充実を図るとともに、子育てをする保護者が安心して利用することができる相談・支援体制を構築します。

いじめや体罰、児童虐待、性暴力等、こども・若者の権利を侵害するあらゆる暴力等を許さない養育環境をつくります。こども・若者の安全・安心を阻害する様々な事項に対し、予防対策や支援体制の強化を図ります。

基本目標4 自分らしく生きられるまち

こども・若者が、人生を切り拓くための力をつけ、持続可能な社会の創り手となれるよう様々な教育や体験の機会をつくります。また、若い世代が将来の仕事や家庭を持つことに対して明るい希望を持てるような社会づくりを進めます。

基本目標5 こども・若者の健やかな成長を地域全体で支援するまち

こども・若者や子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成し、地域による子育て支援活動の充実を図るため、人材育成や活動団体への支援、ネットワークづくりを推進し、家庭・地域・行政で連携してこどもを育てる環境づくりを整備します。

■施策体系

基本理念	基本目標	施策分野
<p>子どもや若者に寄り添い 健やかに成長し幸福になれる 子どもまんなかの地域社会づくり</p>	<p>子どもの権利を保障するまち</p>	1 こどもの権利の理解促進
		2 こどもの意見表明・参加の促進
		3 こどもの居場所・活動・体験の充実
		4 こどもの権利の侵害の防止・相談支援
	<p>子どもが健康で幸せに育つまち</p>	1 母子の健康の確保及び増進
		2 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援
		3 こどもの発達支援・療育体制の充実
	<p>子育て家庭を支援するまち</p>	1 幼児教育・保育、子育て支援の充実
		2 学校教育・社会教育・学習支援の充実
		3 子育てや教育に関する経済的な支援
		4 共働きできる環境づくり
		5 子ども・若者の生を守る安全対策の推進
		6 生活に困難を抱える子育て家庭への支援
	<p>自分らしく生きられるまち</p>	1 若者の居場所・活動社会参画の充実
		2 若者の課題解決に向けた相談支援
		3 結婚を希望する若者への支援
	<p>子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援するまち</p>	1 包括的な支援体制の構築
		2 地域における子育て支援活動の推進

4 数値目標

本計画の評価にあたり、以下の成果指標を基本目標ごとに設定し、計画最終年度の目標値を定めます。

基本目標	成果指標	現状 (R6)	目標 (R11) ※3
基本目標1 こどもの権利を保障するまち	自分が幸せだと思いますかという問に対して「そう思う」と回答した人の割合※1	45.0%	55.9%
	こどもの権利を知っている人の割合※2	37.7%	47.0%
基本目標2 こどもが健康で幸せに育つまち	妊娠・出産支援に満足している人の割合※2	62.8%	73.0%
	健康づくり支援に満足している人の割合※2	46.1%	57.4%
基本目標3 子育て家庭を支援するまち	仕事と育児を両立しやすい環境となっていると思う人の割合※2	36.9%	47.0%
	子どもの遊びや体験活動の機会や場に満足している人の割合※2	51.1%	60.9%
	不登校・ひきこもりに対する支援に満足している人の割合※2	17.7%	27.8%
基本目標4 自分らしく生きられるまち	悩みごとを「相談する相手がない」、「相談しない人」の割合※1	12.3%	6.1%
	自分は役に立たないと感じる人の割合※1	24.3%	12.6%
	社会のために役立つことをしたいと思いますかという問に対して、「そう思う」と回答した人の割合※1	27.9%	37.7%
基本目標5 こども・若者の健やかな成長を地域全体で支援するまち	「地域」が居場所となっている人の割合※1	66.8%	76.8%

※1 「子ども・若者の実態・意識に関するアンケート調査」における当該設問の回答結果

※2 「子ども・子育て支援に関するアンケート」における当該設問の回答結果

※3 目標値は、年2%程度の改善、計画期間5年でおおよそ10%程度の改善を想定して設定

第 4 章 こども計画の具体的な施策

基本目標1 こどもの権利を保障するまち

1 こどもの権利の理解促進

こどもの権利に関して多くの人が認知していないことが伺えます。こどもの権利について、こども・若者だけでなく、子育てに関わる者をはじめとする全ての大人に対して様々な機会や媒体を通して広く周知し、社会全体で共有します。こどもが個人として尊重され、ありのままの自分を発揮できる環境を整備します。

■主な取組

No	事業名	概要	所管課
1	こどもの権利に関する啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">・ こどもは、生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利等を有する主体であることを町民が共有できるよう啓発を進めます。・ 「こどもまんなか 児童福祉週間」（こどもの日から一週間）や「こどもの権利月間」（毎年11月）等のキャンペーン期間を生かしながら啓発を進め、全ての町民がこどもの権利を尊重し、保障、擁護することでこどもの幸福の実現を目指し、こどもが健全に育つことができる環境をつくります。	子育て福祉課 健康増進課 学校教育課
2	多様性が尊重されるまちづくり	<ul style="list-style-type: none">・ 一人ひとりが、性別、年齢、国籍といった属性や、性自認、性的志向、障がいの有無といった違いにかかわらず、ひとりの個人として尊重され、誰もが平等に社会に参加でき、お互いに支え合えるよう、環境を整えます。	住民環境課
3	人権週間の広報	<ul style="list-style-type: none">・ 国が定める人権週間（毎年12/4～12/10）について、広報紙等を通じて、町民に広く周知します。	住民環境課
4	人権教育の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 児童生徒の人権意識の向上を図るとともに、教職員の人権意識の更なる向上を図ります。	学校教育課

2 こどもの意見表明・参加の促進

こどもや若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と気運の醸成に取り組みます。また、保護者や教職員、教育や保育に携わる者等こどもや若者の健やかな育ちに関わる人等に、こども・若者の意見を表明する権利について周知啓発します。

■主な取組

No	事業名	概要	所管課
1	こども・若者の意見表明の機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の施策を行う際にこども・若者の意見を聴き、その意見を反映させるように努めます。 ・ こども・若者の意見を反映させることの周知啓発を全庁に対して行います。 ・ こども・若者の意見表明を適切にサポートする人材の確保育成を推進します。 	子育て福祉課
2	施策や施設の運営に当たってのこども・若者の意見を聴取する仕組みづくりの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ こども・若者に関する施策や施設の運営について、様々な方法で意見を表明し、積極的に参加できるよう、その仕組みづくりについて検討します。 	子育て福祉課
3	地域でのこどもの自主的な活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもたちが行う自主的活動を支援します。 	社会教育課 子育て福祉課



3 こどもの居場所・活動・体験の充実

こどもがのびのびと遊べたり、運動できる空間が求められています。全てのこども・若者が、日常生活の中で身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長できるよう、こども・若者の居場所、様々な活動・体験の場や機会を整備、充実させます。

■主な取組

No	事業名	概要	所管課
1	こどもまんなかの空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> 全てのこどもが安心して過ごし、自由に遊び、学び、交流できる場をつくります。こどもが安心して過ごせ、自由な遊びや様々な活動ができ、多世代の人たちが関わることのできる空間づくりを推進します。 	子育て福祉課
2	こどもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができるよう、児童館をはじめとして、各種公共施設等も活用しながら、多様な居場所づくりを進めます。 社会福祉協議会、地域、事業所、NPO等と連携して、地域の状況把握等を行いながら課題を共有し、こどもの居場所づくりを計画的に推進します。 	子育て福祉課
3	みやキッズハウスの運営	<ul style="list-style-type: none"> 生活や学習等の環境に困難を抱えるこどもが、安心して過ごせる「家でも学校でもないこどもの居場所」を設けることで、こどもたちの自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣等、将来の自立に向けて生き抜く力を育み、「社会的孤立」に陥らないよう支援します。 	子育て福祉課
4	放課後児童クラブの充実	<ul style="list-style-type: none"> 仕事等で昼間保護者がいない家庭の児童を放課後に預かり、遊びや生活の場を提供することによって、児童の健全育成を図ります。 支援員の研修体制を整え更なる質の向上を図ります。また、放課後子ども教室との校内交流型の推進を図ります。 	子育て福祉課
5	放課後子ども教室	<ul style="list-style-type: none"> 土曜日や夏休み期間中に地域の方々の参画を得て、こどもたちに文化活動やスポーツ活動等多様な体験活動の機会を充実させます。 地域の方の参画を得て、多様な体験活動の機会を提供します。 	社会教育課
6	親子が安心して過ごせる公園・施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> 地域と協働して、公園の遊具（ブランコ、鉄棒、滑り台等）の管理、整備、公園施設（トイレ、水道、防護柵等）の修繕及び遊具の新設を行っていきます。 	産業支援課 子育て福祉課 農林課 社会教育課
7	気軽に参加できるスポーツイベントの実施・展開	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが気軽に取り組むことのできるスポーツやレクリエーション活動となる交流イベントの開催を推進します。 スポーツイベントに参加した人が継続してスポーツに取り組んでいただけるようなイベントの開催を推進します。 スポーツを始めるきっかけづくりや親子の絆づくり等を推進する取組を進めます。 	社会教育課

No	事業名	概要	所管課
8	幼児・児童・生徒のスポーツライフ	<ul style="list-style-type: none"> 家庭、学校、地域が一体となってスポーツとの楽しい出会いの場を提供することで、たくさんのスポーツに触れ合う機会を提供します。 児童生徒たちが、将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するため、学校部活動の地域移行を見据え、新たな地域クラブの活動を推進するなど、実施主体の活動支援等を行います。 	社会教育課 学校教育課
9	若者・働き盛りの世代・子育て世代のスポーツライフ	<ul style="list-style-type: none"> 学校や職場の内外を通じて、様々なスポーツを体験し、スポーツの意義や楽しさへの理解を深められる環境をつくれます。 働き盛りや子育て世代の方が、親子で参加できるスポーツ活動や短時間で行える夜間のスポーツ活動の充実を目指します。 	社会教育課 学校教育課 女子サッカー推進室
10	こども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> 町内で行われているこども食堂の活動を積極的に支援します。 	子育て福祉課
11	国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> 佐賀県等関係機関と連携し、国際交流事業等海外に目を向けた事業を推進するとともに、受け皿となる組織の育成・充実に努めます。 民間の国際交流団体等との連携により、海外からのホームステイの受け入れや町民と外国人との交流事業を推進します。 	まちづくり課
12	多文化共生の推進	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民が安心して暮らせる生活環境づくりのため、日本語教室を開設し、交流を通じて支援や相談、情報提供の充実を図ります。 こども・若者への多文化共生・国際交流に対する意識醸成、理解促進を図るとともに、外国にルーツを持つこども・若者の不安を軽減し将来に夢をもって暮らすことができるよう支援を行います。 	まちづくり課
13	文化芸術活動の育成	<ul style="list-style-type: none"> こども・若者が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進め、町民による文化芸術の振興を推進します。 	社会教育課
14	歴史・伝統文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> 伝統文化は郷土の誇りであり、町民の心の拠り所となるため、こども・若者が伝統文化に触れる機会をつくれます。 	社会教育課
15	男女共同参画への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する理解を促進するため、ホームページや広報紙を活用し、積極的に情報発信・啓発活動を行います。 	情報未来課
16	多様な性のあり方に対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> 性的マイノリティの人権の尊重と多様性について広報紙等を通じて、町民の理解を促進します 	住民環境課
17	市村清記念メディカルコミュニティセンターの充実	<ul style="list-style-type: none"> 「健幸長寿」の拠点として、こどもから高齢者まで全ての町民が心と体の健康づくりができる場所を提供します。 	メディカルコミュニティ推進課

4 こどもの権利の侵害の防止・相談支援

こどもの権利の侵害に対し迅速かつ適切な救済を図り、権利の回復を支援するための体制を整えます。こどもの権利侵害があった場合に早期に解決できる環境を整えます。

■主な取組

No	事業名	概要	所管課
1	相談体制の充実と相談機関の連携促進	・ スクールソーシャルワーカーを配置し、相談事例には関係各課と連携し対応していきます。要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の情報交換等を行い関係機関との連携を強化していきます。	子育て福祉課 学校教育課
2	こどものいじめ・体罰等防止条例推進事業	・ こどもたちをいじめ・体罰等から守るため、学校、保護者、地域社会全体で取り組むことを目的とし条例に基づき、こどもたちの権利が守られる取組を展開します。	子育て福祉課
3	こどもの権利侵害に対する救済体制の整備	・ こどもの権利の侵害に対し迅速かつ適切な救済を図り、権利の回復を支援するための体制を整えます。	子育て福祉課
4	こども家庭センター事業	・ 全てのこどもとその家庭及び妊産婦等を対象に福祉に対する支援業務や町における児童虐待等の相談体制を強化するため、統括支援員や保健師等を配置し、実態の把握、専門的な相談対応や調査等継続的なソーシャルワーク業務を中心とした機能を担い、包括的継続的な支援をします。	子育て福祉課 健康増進課

基本目標2 こどもが健康で幸せに育つまち

1 母子の健康の確保及び増進

妊娠前から出産、その後の育児については、当事者となる母親を含め不安も大きく、保健・医療の支援を適切に受けられることが重要です。切れ目のない保健・医療の支援を受けられるように体制整備を図るとともに、各機関の連携を深めることで、支援の内容の充実に努めます。

■主な取組

No	事業名	概要	所管課
1	妊婦健康診査、相談	・ 健診受診の必要性を説明しながら妊婦健康診査票を週数に応じて交付し、結果を管理し、特に支援が必要な妊婦に対しては医療機関等と連携し支援していきます。	健康増進課
2	出産子育て応援ギフト(R6まで) 妊婦支援給付金(R7から変更予定)	・ 妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。	健康増進課
3	伴走型相談支援事業(R6まで) 妊婦等包括相談支援事業(R7から変更予定)	・ 妊婦期や子育て期に面談を実施し、継続的な情報発信等を行い必要な支援につなぎます	健康増進課
4	妊婦歯科健診	・ 妊娠中は女性ホルモンの分泌の変化等から虫歯や歯周病になりやすく、歯周病は早産等の原因にもなるため、妊婦の歯科健診を実施し口腔内の異常の早期発見早期治療につなげていきます。	健康増進課
5	産婦健康診査	・ 産婦の身体及び精神状態を把握し、産後うつ予防及び新生児への虐待を防ぎ、産後から育児期にかかる切れ目のない支援を行います。	健康増進課
6	乳幼児健康診査	・ 集団健診、医療機関での個別健診を引き続き実施します。	健康増進課
7	乳幼児健康診査後の精密検査	・ 乳幼児健康診査後、精密検査が必要な場合は紹介状を発行し医療機関への受診へとつなげます。	健康増進課
8	予防接種	・ 予防接種法による定期予防接種を引き続き実施します。接種勧奨、接種指導も引き続き実施します。	健康増進課
9	乳幼児歯科健康診査	・ 1歳6か月児、3歳児健診時に歯科健康診査を実施します。	健康増進課
10	歯科保健事業	・ 乳幼児健診時の歯科保健指導、各保育所及び幼稚園においてフッ素洗口事業及びブラッシング指導を引き続き実施します。 ・ また、児童生徒を対象にフッ素洗口事業、フッ素洗口指導、歯磨き指導、歯の健康講話を実施します。	健康増進課
11	禁煙指導	・ 母子健康手帳交付時、乳幼児健診時に個別に禁煙に関する指導を実施します。	健康増進課
12	未熟児養育事業	・ 身体の発育が未熟なまま出生した乳児に必要な入院に係る医療費の給付を行います。	子育て福祉課
13	子どもの医療費助成事業	・ 18歳までの入通院に対し助成を行います。	子育て福祉課
14	難聴児補聴器購入費助成事業	・ 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入及び修理にあたり必要な費用の一部を助成します。	子育て福祉課

2 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

妊娠・出産・子育てに関する支援の充実を図るとともに、その環境の整備を充実することも重要です。特に悩みや不安を抱えても相談先や支援を受けられることを知らないということもあり、情報発信や周知・啓発等が求められています。困っている人たちを支援につなげられる体制を整え、誰もが安心して妊娠・出産・子育てを迎えられるよう努めます。

また、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）、こどもの意見を尊重し、こどもの利益を優先ながら、成育医療の提供等のサービスを行います。

■主な取組

No	事業名	概要	所管課
1	こども家庭センター事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 全てのこどもとその家庭及び妊産婦等を対象に福祉に対する支援業務や町における児童虐待等の相談体制を強化するため、統括支援員や保健師等を配置し、実態の把握、専門的な相談対応や調査等継続的なソーシャルワーク業務を中心とした機能を担い、包括的継続的な支援をします。 	子育て福祉課 健康増進課
2	母子手帳交付時の妊婦保健指導	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠届を出された妊婦に対し、保健師が面接を実施し、妊婦が抱える問題についてアセスメントを行います。 早期に支援が必要な場合は、支援計画に基づき支援を開始します。 母子健康手帳の交付時にパンフレット等活用し、母子保健の正確な情報を伝えます。 	健康増進課
3	妊娠出産包括支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦等の支援に必要な実情を把握し、妊娠、出産、育児に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導、支援プラン等の作成、保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行います。 	健康増進課
4	産後ケアの実施	<ul style="list-style-type: none"> 産前産後サポートステーションに委託して、産後の母子に対しての心身のケアや育児のサポートを行います。 	健康増進課
5	妊産婦・赤ちゃん訪問指導	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠アンケート等から把握した気になる妊産婦について保健師が訪問を実施します。 第1子訪問、健診未受診、育児不安等の乳幼児に対する訪問も実施します。 	健康増進課
6	母子保健推進員事業	<ul style="list-style-type: none"> 母子保健推進員による家庭訪問により、地域の子育て支援を行います。 	健康増進課
7	食生活改善推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進協議会の自主的な活動が増えるよう栄養士が支援をします。 学童期の食育の推進として親と子の料理教室を実施します。 	健康増進課
8	事故防止指導	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診及び相談時、緊急時の病院受診や事故防止について、引き続き指導を実施します。 	健康増進課
9	地域子育て支援拠点事業	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の親とそのこどもが気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行います。 	子育て福祉課

No	事業名	概要	所管課
10	育児相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師や栄養士が、こどもの発育及び発達、栄養、育児に関する相談を実施します。 ・ 支援が必要な家庭については、関係機関と連携を図り、問題の解決を図ります。 	健康増進課
11	母子手帳アプリ「みゃっきー」	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTを活用し、妊娠期から出産、育児期までのサービスに関する情報を提供することにより、安心して出産、育児ができる環境を整備します。 ・ ICTを活用し母子健康手帳の記録や地域の情報、予防接種の管理等を行っていきます。 	健康増進課
12	不妊専門相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不妊に悩む夫婦等を支援するため、佐賀県不妊・不育専門相談センターと連携して、相談者の不安の軽減を図ります。 	健康増進課
13	健康や妊娠・出産に関する正しい知識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもたちが、健康や妊娠・出産に関する正しい知識や健康への意識を高めることができるよう、思春期における心と体の変化、性感染症、生活習慣病予防等を学習する機会を提供します。 	健康増進課
14	コンセプションケアの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全てのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理をできるよう環境を整えます。 	健康増進課



3 こどもの発達支援・療育体制の充実

障がいや、発達に特性のあるこども・若者、医療的ケアの必要なこども・若者について、地域社会への参加、包容（インクルージョン）を推進し、健全な発達、将来の自立や社会参加のため、関係者の連携体制を強化して適切な支援、サービスにつなげます。

①こどもの発達支援

■主な取組

No	事業名	概要	所管課
1	地域子育て支援拠点事業（再掲）	・子育て中の親とそのこどもが気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行います。	子育て福祉課
2	乳幼児期の栄養保健指導	・乳幼児健診及び育児相談時に栄養士による栄養保健指導を引き続き実施します。	健康増進課
3	食生活改善推進協議会（再掲）	・食生活改善推進協議会の自主的な活動が増えるよう栄養士が支援をします。 ・学童期の食育の推進として親と子の料理教室を実施します。	健康増進課
4	学校における食に関する指導の充実	・栄養教諭等による食に関する授業を実施します。 ・みやき町食の日（地産地消）や食育だよりの発行等を行い、食育推進活動を実施します。	健康増進課
5	健康や妊娠・出産に関する正しい知識の啓発（再掲）	・こどもたちが、健康や妊娠・出産に関する正しい知識や健康への意識を高めることができるよう、思春期における心と体の変化、性感染症、生活習慣病予防等を学習する機会を提供します。	健康増進課

②療育体制の充実

■主な取組

No	事業名	概要	所管課
1	乳幼児健診及び相談の実施	・障がいの早期発見のため、乳幼児相談や乳幼児健康診査を実施するとともに、早期治療、早期療育が受けられるよう関係機関等が連携を図り、専門的な相談支援につなげます。	健康増進課
2	健診・相談後の支援の実施	・医療機関、療育機関、その他の関係機関との連携を強化し、事後のフォロー体制の充実を図ります。	健康増進課
3	障がいを持つ人への団体と連携した相談支援の充実	・民生委員・児童委員等、各関連団体とも連携しながら、相談体制の多様化と充実を図っていくとともに、身障者福祉協会や手をつなぐ育成会等の当事者や家族の団体による相談活動の取組を支援するなど、各種団体と連携し、障がいのある人やその家族が、より相談しやすい環境づくりを進めます。	子育て福祉課
4	児童発達支援の提供	・より身近な地域において適切な療育を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所等に協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。	子育て福祉課

No	事業名	概要	所管課
5	学校等と連携した支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 知的に遅れのないADHD（注意欠如多動症）やLD（限局性学習症）は文字や計算に触れる機会の増える小学校入学後にわかる場合も多く、教育・保育施設や学校とも連携した適切な支援や、必要に応じて受診勧奨に取り組みます。 	子育て福祉課
6	保育所等における受け入れ体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの有無にかかわらず共に育つ場や機会を確保します。 保護者の就労への支援に向けて、地域の保育所や幼稚園等において障がいのあるこどもの支援にあたる加配保育士を雇用する場合、人件費の一部を補助します。 放課後児童クラブにおける受け入れ体制の充実に努めます。 	子育て福祉課
7	放課後等デイサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 療育の場や発達支援の機会が、就学前のみならず、学齢期に入ってからでも一定期間適切な療育を受けることができるよう、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所等に協力を求めながら、療育の場や発達支援の機会の確保に努めます。 	子育て福祉課
8	学校教育施設のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育施設を利用する全てのこどもたちが学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、学校教育施設のバリアフリー化を進めます。 	学校教育課
9	就学相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がいや疾病、発達に課題があるこどもが、一人ひとりの状況に応じて適切な環境で教育が受けられるよう、就学相談及び教育支援委員会の協議を踏まえた就学相談を行います。 	学校教育課
10	障がい児の発達支援	<ul style="list-style-type: none"> 所得・年齢等に応じて利用者負担額の免除・軽減を行います。 	子育て福祉課
11	教職員等の資質向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> 教職員・指導者の障がい種別の特性についての理解を促進します。 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材等を工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育の充実に図ります。 	学校教育課
12	インクルーシブ教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのあるこどもとないこどもが、同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育の推進に向けて、特別支援教育コーディネーター等の専門人材とも連携し、障がいのあるこどもが通常学級等に在籍する際に必要な「合理的配慮」の提供に努めます。 障がいのあるこどもとないこどもが、同じ学級に在籍する際に、お互いの個性や強みを発揮できる機会の確保に努め、お互いに理解し認め合い支え合えるクラスづくりに努めます。 	学校教育課
13	特別支援教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある児童生徒の一人ひとりが、生活上の困難の軽減や自立に向けて最適な環境で学ぶことができるよう、個別の教育支援計画を策定するとともに、通級指導教室や特別支援学級における指導の充実に努めます。 	学校教育課
14	特別支援学校との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校と小・中学校の児童生徒による交流を行うことにより、相互理解を促進します。 	学校教育課

No	事業名	概要	所管課
15	専門機関等と連携した相談支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の生活や福祉に関して専門的な相談支援を行う基幹相談支援センターについて周知を推進します。 本町の窓口相談に来た人についても、必要に応じ、適切に上記の窓口等につなぎます。 	子育て福祉課
16	地域医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある子どもが身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図るとともに、多職種間との連携を強化し、地域で生活できる地域包括ケアシステムの構築を図ります。 	子育て福祉課
17	医療的ケア児への支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児に対し、医療機関や医療的ケア児支援センター等の専門機関とも連携し、相談や医療型児童発達支援や医療型のショートステイ等の支援の充実に努めます。 	子育て福祉課
18	保健・医療・福祉の連携による支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> 難病や医療的ケア児等含め、医療と福祉の両輪の支援が必要な人の在宅生活への支援として、居宅介護による日々の生活支援や医療型のショートステイ等の福祉サービスの供給体制の確保・充実に努めます。 	子育て福祉課
19	障がいのある児童のスポーツ活動による発育・発達の支援	<ul style="list-style-type: none"> プレイルームやスウィング系遊具の設置等、障がいのある児童の発育や発達に有効とされる感覚遊びを行うための環境整備に努めます。 一人ひとりの発達段階に応じた支援や対応に努めます。 	学校教育課
20	移動支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の社会参加を促進するため、行動援護、同行援護、移動支援等の外出支援サービスの充実を図ります。 身体障がいのある人が自ら所有し運転する車の改造費用の一部を助成します。 	子育て福祉課



基本目標3 子育て家庭を支援するまち

1 幼児教育・保育、子育て支援の充実

こどもの成長に応じた、幼児教育及び保育の環境を整えます。保育の質の向上のため、保育士等の確保、育成、定着促進、職場環境の改善等に努めます。また、多様化する保護者の保育ニーズに対応できるよう、関係機関と協議し、きめ細かな保育体制を構築していきます。

■主な取組

No	事業名	概要	所管課
1	保育人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育人材の確保にあたっては、関係機関等とも連携を図りながら、必要な数の確保を目指します。 ・ DX等を推進することにより、保育士の業務負担を軽減して働きやすい環境を整備します。 	子育て福祉課
2	母子保健推進員による子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健推進員による妊婦訪問、こんにちは赤ちゃん訪問事業による家庭訪問を行います。特に支援が必要な家庭には、保健師と連携しながら、適切な支援を行います。 	健康増進課
3	乳幼児期の栄養保健指導（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児健診及び育児相談時に栄養士による栄養保健指導を引き続き実施します。 	健康増進課
4	延長保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が仕事と育児を両立していくことができるよう、延長保育実施体制を維持し、幼稚園における預かり保育の二一ズに柔軟に対応できる体制を整えます。 	子育て福祉課
5	一時預かり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の疾病、就労、リフレッシュ、家族の介護等のため、家庭での育児が困難になった場合、保育所等で児童を一時的に預かる保育サービスを行います。 	子育て福祉課
6	病児・病後児保育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに児童福祉の向上を図るため、病児・病後児保育事業の拡充を目指していきます。 	子育て福祉課
7	ファミリー・サポート・センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の疾病、就労、育児疲れ、家族の介護等のため、一時的にこどもの世話ができない場合等に、地域の住民同士が相互援助の形式で、子育て支援を実施します。 	子育て福祉課
8	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労等要件を問わず時間単位等で保育所等を利用できる新たな通園給付を行います。 	子育て福祉課
9	利用者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て家庭からの相談に応じ、教育・保育施設等の地域の子育て支援事業等の情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関との連絡調整等を行います。 	子育て福祉課 健康増進課
10	地域子育て支援拠点事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て中の親とそのこどもが気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行います。 	子育て福祉課
11	ブックスタート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳児健診時に絵本を配布することで、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動を推進します。 	子育て福祉課

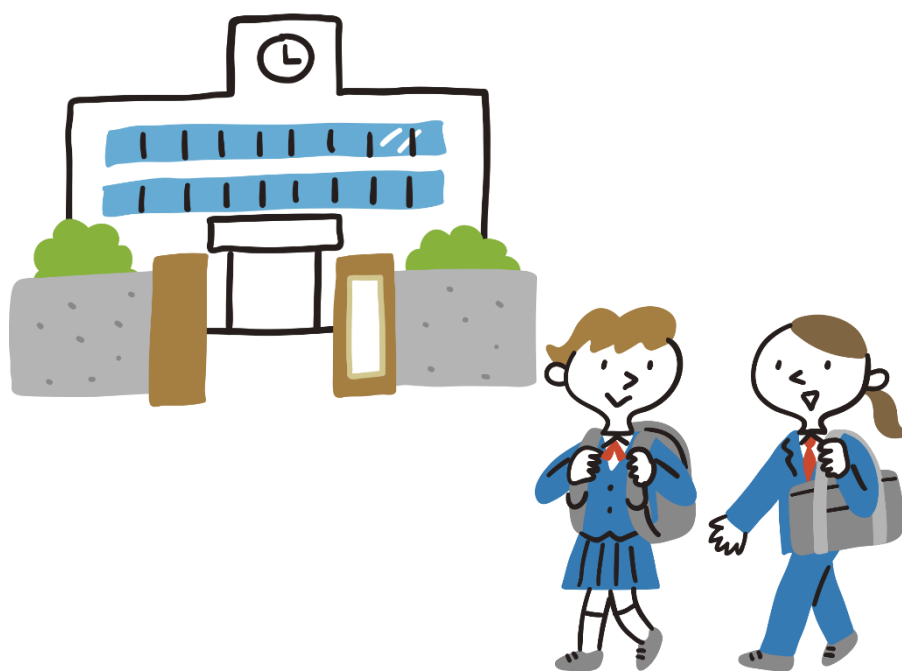
2 学校教育・社会教育・学習支援の充実

全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、質の高い公教育の場を提供します。

■主な取組

No	事業名	概要	所管課
1	幼稚園・保育所と小学校との連携	・幼稚園・保育所から小学校への円滑な移行支援を行うために、幼稚園・保育所・小学校の相互訪問や行事の参観等を行い、連携を強化していきます。	学校教育課 子育て福祉課
2	小・中学校校舎等の改築	・小・中学校の学校施設の老朽化に対応するため、小・中学校の改築事業を実施します。	学校教育課
3	小・中学校の施設整備	・小・中学校の教育環境の改善を図るため、学校施設の整備を行います。	学校教育課
4	スクールカウンセラーの配置	・専門カウンセラーを町内各小中学校に派遣します。	学校教育課
5	スクールソーシャルワーカーの配置	・問題を抱える児童生徒、保護者、教職員等に対応するため教育・福祉等の専門的な知識・技術を持つスクールソーシャルワーカーを配置し、相談、支援、環境への働きかけを行います。	学校教育課
6	不登校児童生徒支援事業	・不登校等の問題を抱える保護者、教職員、児童生徒を対象に教育相談を行うとともに、不登校児童生徒の集団生活への適応指導や学習支援、生活体験活動等を行い、社会への参加、社会的自立、学校への復帰を促します。	学校教育課
7	体罰を防止するための取組	・教職員による体罰をなくします。	学校教育課
8	情報モラル教育の推進	・ネット犯罪等からの被害防止ため、情報モラル教育を推進します。	学校教育課
9	健康教育の推進	・各小中学校での食育推進活動を通じて、健康についての啓発を行っていきます。	学校教育課 健康増進課
10	保健体育授業の充実	・各小中学校において、学校医や養護教諭等と連携し、性教育や喫煙の健康被害等に対する教育等を行います。	学校教育課 健康増進課
11	指導者の育成及び確保	・社会体育団体等と連携し、地域に根ざした指導者を、確保・育成していきます。	社会教育課
12	校則の見直し	・各学校にて学校のきまり等を変更する際に、児童生徒が参画できるようにします。	学校教育課
13	健康や妊娠・出産に関する正しい知識の啓発（再掲）	・こどもたちが、健康や妊娠・出産に関する正しい知識や健康への意識を高めることができるよう、思春期における心と体の変化、性感染症、生活習慣病予防等を学習する機会を提供します。	健康増進課
14	学校教育施設のバリアフリー化の推進（再掲）	・学校教育施設を利用する全てのこどもたちが学校での学習や生活面で支障をきたさないよう学校教育施設のバリアフリー化を進めます。	学校教育課

No	事業名	概要	所管課
15	インクルーシブ教育の推進（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある子どもとない子どもが、同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育の推進に向けて、特別支援教育コーディネーター等の専門人材とも連携し、障がいのある子どもが通常学級等に在籍する際に必要な「合理的配慮」の提供に努めます。 ・ 障がいのある子どもとない子どもが、同じ学級に在籍する際に、お互いの個性や強みを発揮できる機会の確保に努め、お互いに理解し認め合い支え合えるクラスづくりに努めます。 	学校教育課
16	家庭教育支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育てに関する相談支援を行うとともに、子どもやその家庭に関わる多機関・多職種または地域団体との連携により家庭教育の支援を行います。 	子育て福祉課
17	次世代の親の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の中学生と子育て中の親子が触れ合う機会を設け、おむつ替えや授乳体験等を通じて、育児の大切さ、命の大切さ等を学ぶ機会を提供することで、次世代の親の育成につなげます。 	健康増進課



3 子育てや教育に関する経済的な支援

子育て世帯に対して経済的な支援を行うことで、経済的な理由によってこどもの健やかな育成が妨げられることがないように、各種支援の充実に努めます。

■主な取組

No	事業名	概要	所管課
1	ひとり親家庭等医療費助成	・ひとり親家庭等の申請に基づき自己負担額を除き助成します。	子育て福祉課
2	ひとり親家庭自立支援事業	・佐賀県ひとり親家庭サポートセンターと協力して、ひとり親家庭等が自立し安定した生活を営み安心して子育てができる環境づくりに努めます。	子育て福祉課
3	児童扶養手当	・児童扶養手当の支給等を踏まえた事業の取組を行います。	子育て福祉課
4	生活困窮者自立支援事業	・生活に困窮している方を早期に発見、早期に把握し、佐賀県生活自立支援センターと連携しながら、課題の解決に努めます。	子育て福祉課
5	児童手当	・児童手当の支給等を踏まえた事業の取組を行います。	子育て福祉課
6	重度心身障害者医療費助成事業	・重度の身体障がいまたは知的障がいを有する者（児）について、申請に基づき自己負担額を除き助成します。	子育て福祉課
7	子どもの医療費助成事業（再掲）	・18歳までの入通院に対し助成を行います。	子育て福祉課
8	特定教育・保育施設等の保育料等の軽減	・3歳児から5歳児及び非課税世帯の0歳児から2歳児を対象として施設の保育料（利用料）等を減免します。	子育て福祉課
9	保育料の軽減（第2子以上入所の場合）	・0歳児から2歳児入所において、第2階層から第8階層までの世帯であって、就学前2人目は2分の1、3人目以降は免除を行います。	子育て福祉課
10	副食費の免除	・特定教育・保育施設を利用している低所得世帯の3歳児から5歳児及び第3子にかかる副食費を免除します。	子育て福祉課
11	補足給付費負担	・幼稚園（未移行）における低所得世帯の子どもまたは第3子にかかる副食費を軽減します。	子育て福祉課
12	ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	・利用料の一部を助成することにより、会員の負担を軽減し利用の促進を図ります。	子育て福祉課
13	障がい児の発達支援（再掲）	・所得・年齢等に応じて利用者負担額の免除・軽減を行います。	子育て福祉課
14	育英資金貸付	・高校、大学生等において経済的理由等により就学が困難な方に無利子で奨学金を貸与します。	学校教育課
15	要保護及び準要保護児童生徒就学支援	・経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者の方に対し、学用品や給食費等を援助します。	学校教育課
16	学校給食費補助	・子育て世代の経済的負担を軽減し、安心した子育てができる環境整備に努めます。	学校教育課

4 共働きできる環境づくり

アンケートでは、父親の育児休業の取得率が低くなっており、未だ仕事と育児を両立しやすい環境になっていないことが伺えます。夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場で応援し、地域社会全体で支援するため、共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大に取り組みます。

■主な取組

No	事業名	概要	所管課
1	ワーク・ライフ・バランスに関する周知・啓発	・ 関係機関と連携を図りながら、町民や事業所等に対してワーク・ライフ・バランスに関する周知に取り組み、多様な働き方を可能にするための啓発に努めます。	産業支援課
2	多様な働き方に関する情報提供	・ 妊娠・出産等を理由とした不利益な取り扱いを受けることなく、在宅勤務やフレックスタイム等の多様な働き方に対して、労働条件の向上が図られるよう、関係機関と連携して情報の提供を行います。	産業支援課
3	男性の家事・育児等への参画促進	・ 男性の家事・育児等への参画や、固定的性別役割分担意識・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消等について情報発信し、男性の家事・育児等への参画促進を図ります。	健康増進課 情報未来課
4	放課後児童クラブの充実（再掲）	・ 仕事等で昼間保護者がいない家庭の児童を放課後に預かり、遊びや生活の場を提供することによって、児童の健全育成を図ります。 ・ 支援員の研修体制を整え更なる質の向上を図ります。また、放課後子ども教室との校内交流型の推進を図ります。	子育て福祉課 社会教育課

5 こども・若者の生を守る安全対策の推進

アンケートでは、悩みを誰にも相談できない若者がいることが伺えます。そうした若者を「社会的孤立」の状態に置かないことが求められます。誰も自殺に追い込まれることのないよう、町をあげて取り組みます。

また、こどもや若者が日常生活を送る中で、こどもたちの心身に危険が及んだり、健全な育成が阻害されたりすることがないよう、防犯・交通安全・防災等の視点から生活上の安全の確保に努めます。

■主な取組

No	事業名	概要	所管課
1	自殺対策の推進	・「みやき町自殺対策計画」に基づき、生きることの包括的な支援等を行うことにより、自殺を抑止します。	健康増進課
2	ゲートキーパー研修会の開催	・町民、職員、教職員、関係団体に向け、ゲートキーパーの研究会を開催します。	健康増進課
3	こどものいじめ・体罰等防止条例推進事業（再掲）	・こどもたちをいじめ・体罰等から守るため、学校、保護者、地域社会全体で取り組むことを目的とし条例に基づき、こどもたちの権利が守られる取組を展開します。	子育て福祉課
4	スクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	・問題を抱える児童生徒、保護者、教職員等に対応するため教育・福祉等の専門的な知識・技術を持つスクールソーシャルワーカーを配置し、相談、支援、環境への働きかけを行います。	学校教育課
5	防犯教室等の実施	・こどもが犯罪にあったとき等の緊急避難場所である「こども110番の家」や「こども110番の店」等の活用について、全児童生徒へ周知を図ります。	防災安全課 学校教育課 社会教育課
6	情報モラル教育の推進（再掲）	・ネット犯罪等からの被害防止ため、情報モラル教育を推進します。	社会教育課 学校教育課
7	防犯灯、防犯カメラ等の防犯設備整備の推進	・地域と協力しながら、防犯灯の維持管理を行います。また、防犯カメラについても、地域の協力・理解を得て設置します。	防災安全課
8	優良防犯機器（ブザー等）の普及促進	・小学校就学時において、防犯ブザーの補助を行い、普及促進を行います。	学校教育課
9	交通安全教育の推進	・通学路の環境整備の推進や各小中学校における警察等関係機関を講師とした交通安全対策の授業を関係機関との連携により強化を図っていきます。	学校教育課 防災安全課
10	町民の自主防犯活動促進に向けた犯罪等に関する情報の提供	・防犯情報等を提供し、犯罪等の被害から守るための活動を推進します。	防災安全課 学校教育課
11	通学路合同点検の実施	・通学路に関係する団体と合同点検を行い、危険個所の把握及び対策を実施します。危険個所については、こどもたちと共有します。	学校教育課
12	学校付近や通学路における登下校の見守り	・PTA等の学校関係者やサポート隊等の防犯ボランティア、関係機関・団体と連携し、登下校パトロール活動を推進します。	社会教育課
13	民生委員・児童委員による児童の見守り	・こどもの健やかな育成のため、地域の中で民生委員・児童委員が中心となり、児童の見守りを行います。	子育て福祉課

No	事業名	概要	所管課
14	性犯罪・性暴力の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者のいずれにもならないために、発達段階に応じた教育を実施します。 ・ 被害当事者の支援、加害の防止、相談や被害の申告をしやすくする取組の推進や関係機関と連携した取組を推進します。 	子育て福祉課



6 生活に困難を抱える子育て家庭への支援

ひとり親家庭等が地域の中で不安なく生活を送ることができるよう、経済的な支援を含め自立して生活ができるよう、当事者に寄り添った支援を行います。

社会的擁護が必要なこどもが安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら適切な支援を行います。問題が表面化しにくいヤングケアラーについて、本人やその家族を適切な支援につなげるため、関係機関・団体と連携し、ヤングケアラーへの支援に取り組みます。

■主な取組

No	事業名	概要	所管課
1	ひとり親家庭等医療費助成（再掲）	・ひとり親家庭等の申請に基づき自己負担額を除き助成します。	子育て福祉課
2	ひとり親家庭自立支援事業（再掲）	・佐賀県ひとり親家庭サポートセンターと協力して、ひとり親家庭等が自立し安定した生活を営み安心して子育てができる環境づくりに努めます。	子育て福祉課
3	児童扶養手当（再掲）	・児童扶養手当の支給等を踏まえた事業の取組を行います。	子育て福祉課
4	生活困窮者自立支援事業（再掲）	・生活に困窮している方を早期に発見、早期に把握し、佐賀県生活自立支援センターと連携しながら、課題の解決に努めます。	子育て福祉課
5	副食費の免除（再掲）	・特定教育・保育施設を利用している低所得世帯の3歳児から5歳児及び第3子にかかる副食費を免除します。	子育て福祉課
6	補足給付費負担（再掲）	・幼稚園（未移行）における低所得世帯のこどもまたは第3子にかかる副食費を軽減します。	子育て福祉課
7	ファミリー・サポート・センター利用料助成事業（再掲）	・利用料の一部を助成することにより、会員の負担を軽減し利用の促進を図ります。	子育て福祉課
8	要保護及び準要保護児童生徒就学支援（再掲）	・経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者の方に対し、学用品や給食費等を援助します。	学校教育課
9	相談体制の充実と相談機関の連携促進（再掲）	・スクールソーシャルワーカーを配置し、相談事例には関係各課と連携し対応していきます。要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の情報交換等を行い関係機関との連携を強化していきます。	学校教育課 子育て福祉課
10	こども家庭センター事業（再掲）	・全てのこどもとその家庭及び妊産婦等を対象に福祉に対する支援業務や町における児童虐待等の相談体制を強化するため、統括支援員や保健師等を配置し、実態の把握、専門的な相談対応や調査等継続的なソーシャルワーク業務を中心とした機能を担い、包括的継続的な支援をします。	子育て福祉課 健康増進課
11	地域子育て支援拠点事業（再掲）	・子育て中の親とそのこどもが気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行います。	子育て福祉課
12	民生委員・児童委員の活動への支援	・子育て中の親が、地域において子育てに関する相談を気軽にできるよう、民生委員・児童委員の活動の支援や周知に努めます。	子育て福祉課

No	事業名	概要	所管課
13	教育支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールソーシャルワーカーとの連携を強化し、児童生徒や保護者との連絡等を行ったり、関係機関との連携を図ったりしながら、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行います。 ・ 家庭の経済状況等により支援が必要なこどもの早期発見と早期支援に努めます。 	子育て福祉課 学校教育課
14	スクリーニングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全小・中学校にA Iを活用したスクリーニングシステムを導入し、こどもを多面的・多角的に見守る体制づくりを行っています。このスクリーニングの実施により、不登校をはじめ、支援を要するこどもたちの支援の方向性を全国のデータベースをもとに検討し、より良い支援を行います。 	学校教育課
15	ヤングケアラーへの支援に向けた関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヤングケアラーに関する普及啓発を行うとともに、教育、福祉、介護等の関係機関と連携を強化し、早期発見・把握や適切な支援につなげます。 	子育て福祉課 学校教育課



基本目標4 自分らしく生きられるまち

1 若者の居場所・活動社会参画の充実

アンケートでは、「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験」がある割合が約5割となっており、その大きな要因となるのは「人づきあいが苦手」となっています。また、若者に自己肯定感が持てていないことが伺えます。

ライフステージを通して、健やかな成長と自己肯定感を育み、こども・若者の成長、自立に必要な支援を、関係機関が連携して切れ目なく提供します。

こども・若者が多様な体験活動や遊び、学び、様々な人との関わりを通して、心身ともに健やかに成長できたり、生き抜く力を得ることができるといった幸せな状態で成長できるよう、こども・若者の視点に立った安全で安心できる居場所づくりを推進します。

■主な取組

No	事業名	概要	所管課
1	青少年育成町民会議等による健全育成	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民との協働により、こどもと大人と一緒に参加する体験活動や触れ合い活動を推進することを通じ、こどもの健全育成を推進します。 地区懇談会を通じて青少年健全育成に対する町民意識の高揚を図り、地区で実施する青少年交流・体験活動に補助を行い、活動推進を図っていきます。 	社会教育課
2	職場体験学習事業	<ul style="list-style-type: none"> 勤労観や職場観を育成していくため事業の継続を図るとともに、受け入れ先の職場についても事業の啓発を行います。 	学校教育課
3	若者・働き盛りの世代・子育て世代のスポーツライフ（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 学校や職場の内外を通じて、様々なスポーツを体験し、スポーツの意義や楽しさへの理解を深められる環境をつくれます。 働き盛りや子育て世代の方が、親子で参加できるスポーツ活動や短時間で行える夜間のスポーツ活動の充実を目指します。 	社会教育課 女子サッカー推進室
4	スポーツの持つ可能性の拡大	<ul style="list-style-type: none"> スポーツを始めるきっかけづくりや親子の絆づくり等を推進する取組を進めます。 VRやAI等の最新技術を活用し、年齢や障がいの有無に関係なく健康の維持や管理を支援するとともに、eスポーツ等自宅でスポーツを楽しむことができる取組を推進します。 	社会教育課 女子サッカー推進室
5	スポーツ・健康・福祉分野との連携	<ul style="list-style-type: none"> こども施策を展開する際、スポーツ・健康・福祉分野との連携を図る上で、「市村清記念メディカルコミュニティセンター」をはじめとする福祉施設や保健センター等を活用します。 	メディカルコミュニティ推進課 健康増進課
6	スポーツによる町民同士の交流と連携・広域連携の展開	<ul style="list-style-type: none"> イベント開催時には、幅広く参加者を募集し仲間の輪を広げるなど、地域共生社会の実現を目指します。 多様なニーズに対応するために、他自治体と協力、連携を図ることで、様々なスポーツが地域で普及するよう努めます。 一般社団法人みやきスポーツコミッション等と連携し、女子サッカーを軸としたスポーツによるまちづくりを展開しています。 	社会教育課 女子サッカー推進室

No	事業名	概要	所管課
7	文化芸術活動の育成 (再掲)	・ 子ども・若者が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進め、町民による文化芸術の振興を推進します。	社会教育課
8	歴史・伝統文化の継承 (再掲)	・ 伝統文化は郷土の誇りであり、町民の心の拠り所となります。子ども・若者が伝統文化に触れる機会をつくります。	社会教育課
9	国際交流の推進 (再掲)	・ 佐賀県等関係機関と連携し、国際交流事業等海外に目を向けた事業を推進するとともに、受け皿となる組織の育成、充実に努めます。 ・ 民間の国際交流団体等との連携により、海外からのホームステイの受け入れや町民と外国人との交流事業を推進します。	まちづくり課



2 若者の課題解決に向けた相談支援

青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間であり、社会へ参加する準備期間でもあります。青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学等のライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるよう環境を整えます。

■主な取組

No	事業名	概要	所管課
1	若者の地元定着促進	・ 県内の大学における地域の雇用ニーズに対応した教育プログラム改革を支援し、企業等における地方採用・就労の拡大に積極的に取り組み、地元大学（大卒者の）地元就職率の向上や就労支援、産学官連携を行います。	産業支援課
2	就労・キャリアデザイン支援	・ 若者が主体的に自らのキャリアデザインが描けるよう、職業能力の養成や就職活動におけるマッチング支援等によるキャリア形成支援や、こどもの頃からのキャリア教育を推進します。	産業支援課 学校教育課
3	高校中退後の就労支援や復学・就学のための取組の充実	・ 一定期間無業状態にある若者やその保護者、家族に対し、若者本人の自立・就業を促すための相談や支援を行います。 ・ 登校困難や、就学・就労困難等に関する相談を行い、必要に応じてハローワーク等の専門機関へつなぎます。	学校教育課
4	育英資金貸付（再掲）	・ 高校、大学生等において経済的理由等により就学が困難な方に無利子で奨学金を貸与します。	学校教育課
5	労働相談機関等の周知	・ 広報紙等において、若者向けの労働相談機関や労働トラブル相談窓口に関する周知、情報提供に努めます。	産業支援課
6	障がいを持つ人への団体と連携した相談支援の充実（再掲）	・ 民生委員・児童委員等、各関連団体とも連携しながら、相談体制の多様化と充実を図っていくとともに、身障者福祉協会や手をつなぐ育成会等の当事者や家族の団体による相談活動の取組を支援するなど、各種団体と連携し、障がいのある人やその家族が、より相談しやすい環境づくりを進めます。	子育て福祉課
7	健康づくりに関する若者への啓発	・ 正しい食生活や運動の継続、健康診断受診等、生涯を見つめた健康づくりの生活習慣を身に付けられるよう、啓発を行います。	健康増進課
8	こころの健康に対する不安や悩みを抱える人への支援	・ こころの健康に対する不安や悩みを抱える人に対する相談をはじめ、うつ等の早期発見のため個別相談をしていきます。	健康増進課
9	心配ごと相談所の開設	・ 悩みや困難を抱える人が身近なところで相談できるように、毎月心配ごと相談所を開設し、弁護士による無料相談を実施します。	住民環境課

3 結婚を希望する若者への支援

結婚を希望する若者に向けて、出会いの場を提供する事業の展開を充実させるとともに、子育てを支援する助成事業や交流の場を提供するほか、子育て世代の住宅提供、空き家の売却・賃貸・登録情報を提供するなど、まち全体で結婚の希望をかなえ、出産・子育てを応援します。

■主な取組

No	事業名	概要	所管課
1	婚活支援事業	・ 結婚を希望される方の出会いの場を提供するとともに、民間事業者が行う出会い交流イベントへの支援等、出会いの機会を創出します。	産業支援課
2	住宅支援事業	・ 各種住宅支援を行うことにより、子どもを生き育てられる環境を整えます。	まちづくり課
3	出生祝金支給事業	・ 次世代を担う子どもたちの出生を祝い、子育て家庭を支援することで、子どもを生き育てられる環境を整えます。	子育て福祉課
4	不妊専門相談の実施 (再掲)	・ 不妊に悩む夫婦等を支援するため、佐賀県不妊・不育専門相談センターと連携して、相談者の不安の軽減を図ります。	健康増進課

基本目標5 こども・若者の健やかな成長を地域全体で支援するまち

1 包括的な支援体制の構築

こども・若者の健やかな成長を支えるため、各施策分野間の連携を強化しながら、こども・子育てに関する人材の育成、ハードの整備等を進め、家庭・行政・地域が連携して子育て・子育てを応援し支える体制を整えます。

■主な取組

No	事業名	概要	所管課
1	地域における相談体制の充実	・ 関係機関・団体や地域のNPO法人等と連携しながら、こども・若者が困った時や悩んだ時にいつでも相談できる窓口や支援体制を構築します。	産業支援課
2	地域における包括的な支援体制の構築・強化	・ 教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報を共有し、継続的に支援を行うため、子育てに関する団体が連携し、その機能を向上させます。	子育て福祉課 学校教育課 産業支援課
3	「こどもまんなか社会」の実現に向けた意識の醸成	・ こども・若者・子育て当事者にやさしい社会づくりのための啓発や環境整備、情報発信を行い、地域や企業を含む社会全体で、安全・安心してこどもを育て、若者の自立を支える仕組みを推進します。	子育て福祉課
4	こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援	・ こども・若者の育成や困難に対する支援、子育て支援に関する担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。 ・ 地域における身近なおとなや若者等、ボランティアやピアサポートができる人材等多様な人材を確保・育成します。	子育て福祉課
5	子育て関連施設の環境改善	・ 全ての子ども・子育て世帯を支援することを目的として、地域子ども・子育て支援事業を行う施設や教育・保育施設等において空調整備や防水工事等を行うことで、子ども・子育てに関連する施設の環境を改善し、利用者の快適性、利便性の向上を図ります。	子育て福祉課
6	こども政策に関わるDX推進計画の推進	・ SNSやアプリを通じたプッシュ型の情報発信やオンライン相談により、子育て世帯とのコミュニケーションを活性化するとともに、妊娠・出産・育児期の母子データに基づく一元的支援の実現を目指します。 ・ 将来を担うこどもたちの教育の充実に向けて、学校教育におけるオンライン学習環境やデジタル教材の整備に加え、家庭学習用のデジタルコンテンツの充実を図るなど、学校・家庭・地域が連携した教育を推進します。	情報未来課 子育て福祉課 学校教育課

2 地域における子育て支援活動の推進

家庭・行政・地域が連携して子育て・子育てを応援し支えていけるよう、こどもたちの健やかな成長を支える活動を支援します。また、地域の人材を活用した子育て家庭への支援や居場所・交流の場づくり等を支援します。

■主な取組

No	事業名	概要	所管課
1	地域子育て支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域子育て支援拠点に、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、地域のこどもや保護者に対する子育て支援を総合的に提供します。 ・ 障がい児・外国につながる幼児に対して、こども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。 	子育て福祉課 まちづくり課
2	ブックスタート事業（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳児健診時に絵本を配布することで、絵本を介して心ふれあうひとときをもつきっかけをつくる活動を推進します。 	子育て福祉課
3	幼稚園・保育所と小学校との交流会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保小連絡協議会等において、連携を取り合いながら、交流会を実施します。今後は、幼稚園・保育所・小学校の相互訪問や行事の参観等を一層推進します。 	学校教育課 子育て福祉課
4	育児相談（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの発育及び発達、栄養、育児についての相談は増加しており、今後も相談内容に応じて保健師、栄養士が育児相談を実施します。 ・ 支援が特に必要な家庭については、関係機関と連携を図ります。 	健康増進課
5	こどもクラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ大会を中心に実施しており、その他各地区の独自活動の充実を図ります。 ・ 今後もスポーツ大会を中心に交流を深めるとともに、地区独自の活動についても充実を図っていきます。 	社会教育課
6	地球環境に対する体験学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校・行政を通して、地域体験型の学習を行います。 	学校教育課
7	次世代の親の育成（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内の中学生・高校生と子育て中の親子が触れ合う機会を設け、おむつ替えや授乳体験等を通じて、育児の大切さ、命の大切さ等を学ぶ機会を提供することで、次世代の親の育成につなげます。 	社会教育課
8	子育て推進活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの健やかな成長を町民全体で考えていくことを目的に、毎年5月を「子育て・子育て推進月間」と定め児童福祉の理念の普及・啓発活動を行っています。 ・ 町民と行政の協働により子育て支援推進に向けた町民の自主的な活動に対し、一部助成を行っています。 	子育て福祉課
9	子育て支援情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援に関する情報を、インターネット、子育てアプリ等の多様な媒体、各種イベントや施設等における様々な機会・場を活用し、積極的に情報発信します。 	子育て福祉課

第 5 章 子ども・子育て支援事業

1 教育・保育事業の提供区域

【事業の提供区域】

子ども・子育て支援法の規定に基づき、「教育・保育の量の見込み」及び「確保方策」を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定めます。

本計画においては、教育・保育提供区域を広く設定することで、需給調整の柔軟性が高くなり、安定して教育・保育を提供できることから、町内を1区域とする教育・保育提供区域を設定します。

2 事業量の設定

本計画は子ども・子育て支援事業計画としても位置づけており、「子ども・子育て支援法」においては、市町村子ども・子育て支援事業計画は国が定める基本指針に即して5年を一期とする計画を定めるものとされており、基本指針は令和6年2月に公表されています。この基本指針に即して下記の事業についての教育・保育の量の見込みや提供体制の確保の内容等について方向性を定めます。

■子どものための教育・保育給付

No.	事業名
1	1号認定（3～5歳） 幼稚園・認定こども園
2	2号認定（3～5歳） 認定こども園及び保育所
3	2号認定（幼稚園利用）
4	3号認定（認定こども園及び保育所+地域型保育）

■地域子ども子育て支援事業

No.	事業名
1	利用者支援事業
2	延長保育事業
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業
4	放課後児童健全育成事業
5	子育て短期支援事業
6	乳幼児家庭全戸訪問事業
7	養育支援訪問事業
8	地域子育て支援拠点事業
9	一時預かり事業
10	病児保育事業
11	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
12	妊婦健康診査事業
13	産後ケア事業
14	子育て世帯訪問支援事業
15	児童育成支援拠点事業
16	親子関係形成支援事業
17	乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）
18	妊婦等包括相談支援事業

(1)子どものための教育・保育給付

1 幼児教育・保育事業

【事業内容】

認定こども園、幼稚園、保育所等を通じた共通の給付である「施設型給付」と小規模保育等に対する「地域型給付」により、みやき町の確認を受けた施設・事業の利用にあたって支援を行います。また、施設型給付を受けない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に対して支援を行う事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定（3～5歳）	300	320	301	292	243
2号認定（3～5歳）	442	475	528	528	511
3号認定（0～2歳）	384	384	374	373	401

■1号認定（3～5歳） 幼稚園・認定こども園

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	240	240	240	240	240
(A)みやき町施設	223	223	223	223	223
(B)他市町在住児	17	17	17	17	17
②確保方策	252	267	267	267	267
(C)みやき町施設	221	236	236	236	236
(D)他市町所在施設等	31	31	31	31	31
③充足（②-①）	12	27	27	27	27

【確保方策】

教育認定の需要を見極めながら、認定こども園、幼稚園の意向を踏まえ、需要に応じて供給量の調整を図ります。

■2号認定（3～5歳） 認定こども園及び保育所

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	533	513	538	486	490
(A)みやき町施設	527	507	532	480	484
(B)他市町在住児	6	6	6	6	6
②確保方策	567	552	552	552	552
(C)みやき町施設	553	538	538	538	538
(D)他市町所在施設等	14	14	14	14	14
③充足（②-①）	34	39	14	66	62

■3号認定（0～2歳） 保育所・認定こども園

◇3号認定（0歳）

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	90	93	94	96	97
(A)みやき町施設	86	89	90	92	93
(B)他市町在住児	4	4	4	4	4
②確保方策	129	129	129	129	129
(C)みやき町施設	123	123	123	123	123
(D)他市町所在施設等	6	6	6	6	6
③充足（②-①）	39	36	35	33	32

◇3号認定（1、2歳）

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	296	297	301	305	308
(A)みやき町施設	289	290	294	298	301
(B)他市町在住児	7	7	7	7	7
②確保方策	370	370	370	370	370
(C)みやき町施設	361	361	361	361	361
(D)他市町所在施設等	9	9	9	9	9
③充足（②-①）	74	73	69	65	62

【確保方策】

実際の利用者数及び利用希望者数の需要動向を見極めていくとともに、受け皿である保育所及び認定こども園等の意向を踏まえながら必要に応じて確保策を見直していきます。

(2)地域子ども子育て支援事業

1 利用者支援事業

【事業内容】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型（箇所）	1	1	1	1	1
母子保健型（箇所）	1	1	1	1	1

■利用者支援事業（基本型）実施箇所数

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（箇所）	2	2	2	2	2
確保量（箇所）	2	2	2	2	2

■利用者支援事業（こども家庭センター型）実施箇所数

量の見込み及び確保量	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（箇所）	1	1	1	1	1
確保量（箇所）	1	1	1	1	1

【確保方策】

利用者支援事業（基本型）については事業所を1箇所増加し、令和7年度より利用者支援事業（こども家庭センター型）を開設します。

2 延長保育事業

【事業内容】

市町村の認定を受けた児童が、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数（人）	2,605	3,216	3,103	3,532	3,600

■見込量及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	3,360	3,360	3,120	3,120	3,120
実施箇所	14	14	14	14	14

【確保方策】

今後の人口動向や保育需要を注視しながら必要数の確保に努めます。

3 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

- ① 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
- ② 新制度に移行していない幼稚園において保護者が支払うべき副食費を世帯の所得状況に応じて助成する事業です。

【確保方策】

本町では②を実施することにより、低所得で生計が困難である家庭のこどもが特定子ども・子育て支援の提供を受ける際に、保護者が支払うべき副食費の一部を補助することによって円滑な特定子ども・子育て支援の利用を図り、こどもの健やかな成長を支援します。

なお、①については、今後財政・財源の確保を行いながら実施に努めます。

4 放課後児童対策

① 放課後児童クラブ

【事業内容】

昼間保護者が就労等で家庭にいない小学生に、遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
低学年（人）	307	316	325	343	373
高学年（人）	100	106	116	102	101
合計（人）	407	422	441	445	474

■量の見込み及び確保量

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （人）	1年生	142	122	130	132	113
	2年生	125	132	113	120	123
	3年生	97	105	109	94	101
	4年生	72	77	83	87	76
	5年生	43	46	49	53	56
	6年生	16	17	18	19	21
	合計	495	499	502	505	490
確保量（人）	512	512	512	512	512	

【確保方策】

放課後児童クラブは児童数の増加が予測され、それに伴い増加していく見込みです。ニーズの把握や入所予測を行い、施設の確保に努めます。

② 放課後こども教室

【事業内容】

こどもを取り巻く環境が変化し、多くの人や社会・自然等と直接触れ合う体験が不足している中、地域の方々の参画を得て、こどもたちに文化活動やスポーツ活動等、多様な体験活動の機会を充実させ、こどもの心豊かな成長を育むことを図る事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教室数	3	3	3	3	3

■見込量及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教室数	3	3	3	3	3

【確保方策】

町内小学校と連携しチラシを配布する他、広報紙、ホームページで周知を図ります。



5 子育て短期支援事業

【事業内容】

保護者の病気等の理由により、家庭においてこどもを療育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において、必要な児童の療育・保護を行う事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績（人日）	7	34	0	13	22

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	35	36	36	36	36
実施箇所	4	4	4	4	4

【確保方策】

現在の提供体制を維持し、量を確保します。

6 乳幼児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安を軽減し、育児の孤立を防ぎ、支援が必要な家庭に対して、養育支援訪問事業等のサービスにつなげる事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問数（人）	51	58	67	56	70

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	100	100	100	100	100
確保量（人）	100	100	100	100	100

【確保方策】

現在の提供体制を維持し、量を確保します。

7 養育支援訪問事業

【事業内容】

子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、若年や多胎児等の様々な理由により養育支援が必要な家庭に対して家事・育児支援を行う事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績	74	169	159	150	150

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	150	150	150	150	150
確保量	150	150	150	150	150

【確保方策】

事業の利用が必要な子育て家庭に対し、専門職による訪問を行い、個々に合わせた支援を行います。

8 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

身近な地域に子育て中の親子が集う場所を提供し、交流や相談、情報提供や講習会を行う事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績（延べ：人）	1,456	5,153	5,553	6,312	6,250
実施箇所	4	4	4	4	4

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	6,250	6,002	6,105	6,271	6,250
実施箇所	4	4	4	4	4

【確保方策】

現在の提供体制を維持し、量を確保します。

9 一時預かり事業

【事業内容】

保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に引き続き、預かる事業です。また、保育所や幼稚園を利用していない児童で、保護者の就労、疾病、冠婚葬祭や介護等の理由により、こどもの保育が一時的に困難になったときに預かる事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定（人）	1,195	1,254	1,141	1,443	1,109
上記以外	1,491	265	830	1,169	1,100

■量の見込み及び確保量【1号認定】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	1,606	1,571	1,492	1,438	1,463
実施箇所	6	6	6	6	6

■量の見込み及び確保量【上記以外】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	1,425	1,421	1,398	1,369	1,380
実施箇所	7	7	7	7	7

【確保方策】

人材の確保に努め、引き続き必要量を確保します。

10 病児保育事業

【事業内容】

病気により集団での保育が困難な生後6か月から小学校3年生までのこどもが、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、連続7日間を限度にこどもを預かる事業です。また、児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、こどもを保育施設で一時的に預かる体調不良児対応型を実施しています。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績（人）	233	265	382	721	1,176

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	739	747	752	753	750
実施箇所	4	4	4	4	4

【確保方策】

今後の人口動向や保育需要を注視しながら必要数の確保に努めます。また、令和11年度までに近隣市町による広域利用または保育所等による病児・病後児対応型の実施を目指します。

11 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

【事業内容】

育児の援助をする人（提供会員）と援助をしてもらいたい人（依頼会員）が会員になり、お互いに助け合う会員組織の事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
依頼・提供成立分（件）	252	294	407	733	745

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（件）	745	751	759	764	766
確保量（件）	745	751	759	764	766

【確保方策】

依頼会員の増加に対して、提供会員の確保、研修を実施していきます。

12 妊婦健康診査事業

【事業内容】

妊娠の届出をした人に、妊婦健康診査の受診票を交付し、健診を受け健康管理が行えるよう費用助成を行う事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	2,405	2,103	1,930	2,137	1,974

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,359	2,359	2,353	2,340	2,340
確保量	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520

【確保方策】

現在の提供体制を維持し、量を確保します。

13 産後ケア事業

【事業内容】

産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援する事業です。

■実績値

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用延べ人数（人）	254	233	249	274	330

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	360	360	360	360	360
確保量（延べ人数）	480	480	480	480	480

【確保方策】

現在の提供体制を維持し、量を確保します。

14 子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	30	30	30	30	30
実施箇所	1	1	1	1	1

【確保方策】

令和7年度こども家庭センターを設置し、本事業の対象世帯への訪問、相談支援を行います。

15 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。

■量の見込み及び確保量

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	0	20	20	20	20
実施箇所	0	1	1	1	1

【確保方策】

現在町で実施している「こどもの居場所事業」から本事業へ転換し、継続していきます。

16 親子関係形成支援事業

【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

現在、町単独で実施している事業で行っています。今後、本事業として実施していけるよう検討していきます。

17 乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)

【事業内容】

乳児等通園支援事業は、認定こども園等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、認定こども園等において一時的な預かりを行い、適切な遊びと生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、こどもや保護者の心身の状況、養育環境を把握し、子育てに関する助言、情報提供等の援助を行う事業です。

■量の見込み及び確保量

(延べ)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(人)	—	3	3	5	5
確保量(人)	—	3	3	5	5

【確保方策】

令和8年度より実施していきます。

18 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

■量の見込み及び確保量

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(回)		558	558	558	555	552
確保量 (回)	こども家庭 センター	558	558	558	555	552
	上記以外で業 務委託等	0	0	0	0	0

【確保方策】

令和7年度より実施していきます。

3 子育て支援の推進方策

子育て支援については、以下の方向で進めていきます。

(1) 既存施設の利用定員の適正化

施設利用者数と利用定員との関係について適切に管理を行うことで、適正な給付体制の維持に努めます。併せて、多様な事業者の参入を促進する工夫を図ります。

(2) 認定こども園移行希望施設への対応

教育と保育を一体的に担う認定こども園への移行を希望する施設については、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえつつ、教育・保育の需給状況、保護者や地域のニーズを勘案し、適切に対応します。その際、地域の実情を勘案した定員設定を行います。

(3) 保育人材の確保

保育の量的拡大には、その担い手となる保育人材の確保が課題となることから、教育・保育施設が所属する団体、教育機関及び県等と連携し、保育人材の魅力を発信するとともに、保育人材の育成・確保に取り組めます。また、教育・保育給付の中で保育士等の声を聞きながら、処遇改善を行います。

(4) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の推進

教育・保育の質の向上を目指して、保育教諭、幼稚園教諭、保育士が合同で行う、幼児教育の研修や各種研修の場を設け、相互が意見交換できる機会を確保し、専門性の向上に努めます。

(5) 保育所及び認定こども園と小学校等との連携の推進

こどもに対して妊娠・出産期から成長段階に応じて切れ目のない支援を行うため、就学前の教育・保育施設・地域型保育事業を行う者と小学校との連携を進め、これらの施設間の連携を図るための情報交換の場の設定など、各種支援に取り組んでいきます。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子ども・子育て支援の新制度に移行していない幼稚園を利用する方、幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育を利用する方、地域保育所(認可外保育施設等)を利用する方の、子育てのための施設等利用給付について、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ実施します。

4 放課後児童対策(「新・放課後子ども総合プラン」)に基づく計画

これまで、放課後にこどもが安全に、かつ安心して過ごすことができる場を確保するため、こどもの居場所づくりの充実に関する町の取組を、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく計画として策定し、取組が進められてきました。この「新・放課後子ども総合プラン」は令和5年度末をもって終了しましたが、引き続き「こども計画」と連動し継続的かつ計画的に取組を進めることが求められています。

本町においては以下の方針で、放課後のこどもたちへの取組を進めます。

(1)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

①待機児童解消に向けた具体的な取組

転入が増加するなか、共働き世帯も増加傾向にあることから、待機児童が発生することが見込まれます。令和11年度までの量の見込みや人口動態、利用者のニーズにより、放課後児童クラブをはじめとした受け皿の拡充を進めます。

(2)放課後子ども教室

全てのこどもを対象として、安全・安心なこどもの居場所を設け、心豊かで健全な青少年の育成と子育て中の親に対する支援を推進します。週末や長期休業中に、地域の方々の参画を得て、こどもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を図ります。

(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)と放課後子ども教室との連携

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安心安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、関係部署が連携しながら両事業を進める必要があります。

①校内交流型及び連携型^(※)の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

次代を担う人材育成の観点から、放課後における多様な体験・活動の機会の拡大が重要となります。共働き家庭などの児童に限らず、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、令和11年度までに、連携型または校内交流型の実施を目指します。

(※) 連携型…放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの。

校内交流型…「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの。

②放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型、連携型の推進に関する具体的な取組

関係部署が連携し、定期的な検討の場を設け、校内交流型又は連携型の実施について協議します。

③放課後児童クラブと放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な取組

学校は、児童が放課後も校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、関係部署が連携して、放課後児童対策に取り組むことが重要となります。

学校内での放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たっては、普通教室や特別支援教室等の増による教室不足が生じないように留意しながら、今後も引き続き利活用の可能性について検討します。

④放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

両事業に係る課題が発生した場合に、関係部署が連携して、調査や協議を行います。

⑤放課後児童クラブ職員の資質向上のための取組

放課後児童クラブは単に児童を預かるだけではなく、基本的な生活習慣や社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場であり、こどもの健全育成を図る役割を担っています。

その助けとなるべき支援員の資質向上のため、各機関が実施する研修への積極的な参加を推進します。

⑥特別な配慮を必要とする児童への対応に関する取組

障がいのある児童を受入れることは、多様性にかかれた社会をつくっていくためにも非常に大切であり、こうした特別な配慮を必要とする児童も安心して過ごすことができるような取組が重要となります。

放課後児童クラブでは、障がい児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置や、障がい児を受け入れるために必要な改修、設備の整備の検討等、適切に対応し、円滑な実施を図れるよう推進していきます。

また、個人情報に配慮しつつ、学校・家庭・児童クラブ・子ども教室が相互に連携して情報共有できる体制の確保に努め、必要に応じて専門機関と連携するなど、より丁寧な対応を図ります。

障がいのある児童の中には、放課後児童クラブと放課後等デイサービス事業所に並行して通う児童や、保育所等訪問支援事業を利用する児童がいることから、児童の育成支援及び療育を適切に進めていけるよう関係機関相互の連携に努めます。

第 6 章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 市内推進体制、関係機関・団体との連携

本計画は、こども・若者の健全な育成及び子育て支援のための総合的な計画として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等幅広い分野が連携して取り組む必要があります。

そのため、市内関係部署間の有機的な連携を図るとともに、町内関係機関や県・国との更なる連携を強化することで、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

(2) 情報提供・周知

本計画の推進にあたっては、行政のみならず、町民や企業、保育所・幼稚園、学校等、地域の関係団体との連携・協力が不可欠となっています。そのため、町民をはじめ、地域全体が子育て支援の担い手として積極的に関わることができるよう、計画について広報等により周知・啓発を行うとともに、保育所・幼稚園等をはじめ、こどもに関わる機関や企業、地域団体等各種団体に対しても理解と協力を求める働きかけを行います。

(3) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

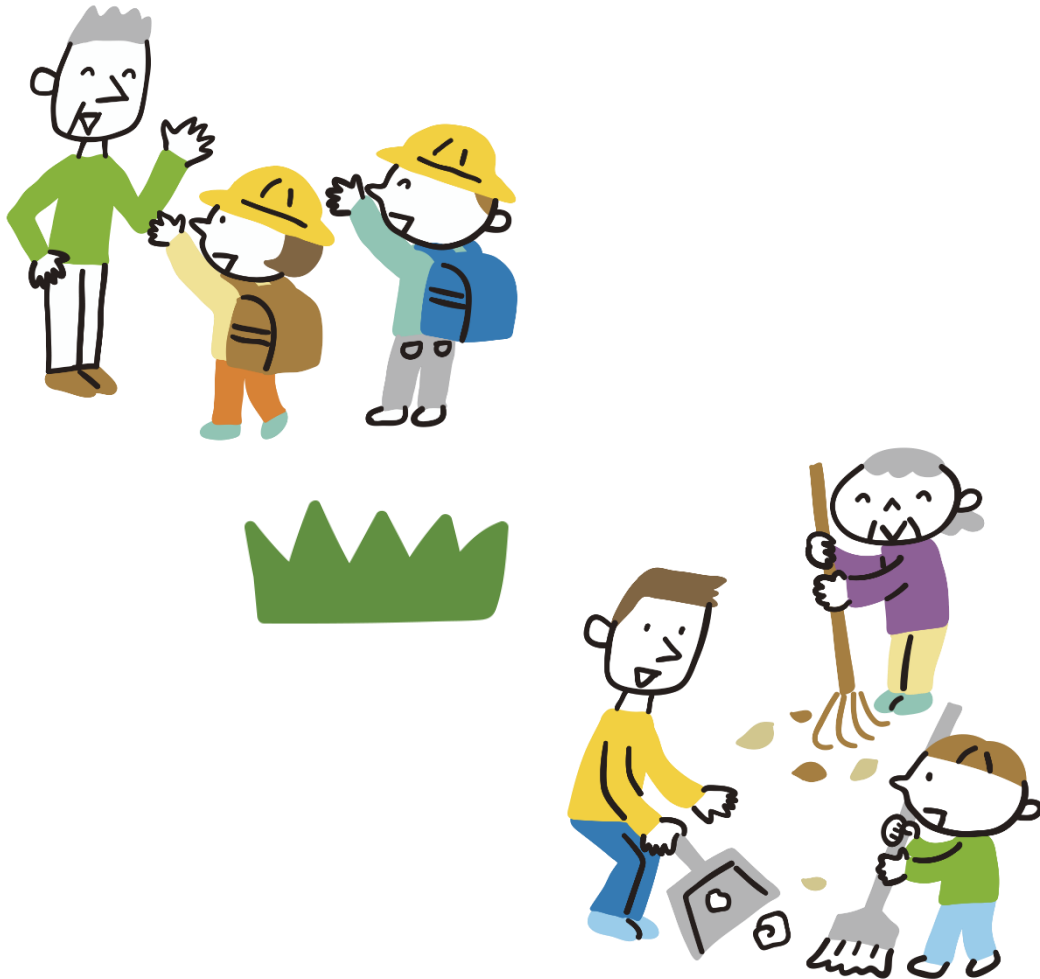
子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を確保していくため、引き続き当該制度の周知を図ります。また、対象施設に対し、制度の概要や必要となる事務手続き等について、きめ細やかな支援や助言を行います。

2 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を推進するため、みやき町子ども・子育て会議で、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況について点検、評価します。事業計画策定後には、P D C A サイクル（計画、実行、評価、改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理、評価するに当たっては、当事者（こども・若者、子育て中の保護者等）の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善につなげます。

3 地域・関係機関との連携

計画を推進していくためには、学校等の教育機関、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係するCSO、NPO等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、町民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、町と各種団体、地域住民との連携を図ります。子育てに対して多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師等の子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティア等、子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、幅広い連携を図りながら、地域資源を生かしたこども・若者への支援の充実を図ります。



資料編

1 策定の経緯

期日	内容
令和5年6月27日	令和5年度 第1回 みやき町 子ども・子育て会議 ・「みやき町こども計画」の策定のための会議内容について
令和5年12月21日	令和5年度 第2回 みやき町 子ども・子育て会議 ・「みやき町こども計画」の基礎調査について
令和6年2月13日～ 令和6年2月26日	「子ども・若者の実態・意識に関するアンケート調査」実施
令和6年2月14日～ 令和6年2月27日	「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」「子どものいる世帯状況調査」「子どもの生活実態調査」実施
令和6年3月27日	令和5年度 第3回 みやき町 子ども・子育て会議（書面） ・「みやき町こども計画」のアンケート調査結果について
令和6年5月17日～ 令和6年5月30日	・みやき町こども計画に係る関係団体等へのアンケート調査及びヒアリングの実施
令和6年6月28日	令和6年度 第1回 みやき町 子ども・子育て会議 ・「みやき町こども計画」のアンケート調査結果及び計画策定スケジュールについて
令和6年9月3日	・みやき町こども計画に係る高校生ヒアリングの実施
令和6年11月20日～ 令和6年12月4日	・みやき町こども計画に係る施策評価、各課ヒアリングの実施
令和6年12月26日	令和6年度 第2回 みやき町 子ども・子育て会議 ・「みやき町こども計画（素案）」について
令和7年2月7日	令和6年度 第3回 みやき町 子ども・子育て会議 ・「みやき町こども計画（素案）」について
令和7年2月10日～ 令和7年2月24日	「みやき町こども計画（素案）」に対するパブリックコメント実施
令和7年2月28日	令和6年度 第4回 みやき町 子ども・子育て会議 ・みやき町こども計画（素案）のパブリックコメント結果について
令和7年3月	・パブリックコメント実施報告 ・子ども・子育て支援事業計画書 承認、答申

2 みやき町子ども・子育て会議設置条例

みやき町子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月20日条例第25号

改正

平成26年3月12日条例第8号

平成30年3月13日条例第9号

令和5年3月7日条例第1号

令和5年3月7日条例第14号

(設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下、「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、みやき町子ども・子育て会議（以下、「子ども・子育て会議」という。）を設置し、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町長の諮問に応じ、町が実施する子ども・子育て支援に関する施策について調査審議をする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 識見を有する者
- (4) 関係団体の推薦を受けた者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠員となったときは、速やかに補充することとし、その補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下、この条において「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(答申)

第7条 会長は、子ども・子育て会議が町長の諮問事項に対して決議したときは、町長に答申しなければならない。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、みやき町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年みやき町条例第29号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、民生部子育て福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

附 則 (平成26年3月12日条例第8号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月13日条例第9号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月7日条例第1号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月7日条例第14号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

3. 子ども子育て会議委員名簿

(任期：令和6年7月18日～令和8年7月17日)

◎：会長 ○副会長

選 出	所 属 等	氏 名
子どもの保護者	小中学校 保護者	塚本 顕誠
	小中学校 保護者	矢俣 宣昭
	小中学校 保護者	西田 雄一郎
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	ひかり幼稚園 園長	立川 光俊
	月影幼稚園 園長	◎増木 明道
	風の子保育園 園長	○橋本 崇司
	さくらの杜保育園 園長	田中 康博
	三根みどり保育園 園長	古賀 利郎
	かなさ秋桜保育園 園長	楠田 裕美
	放課後児童クラブ 室長	根 美佐子
識見を有する者	西九州大学短期大学部幼児保育学科	大村 綾
関係団体の推薦を受けた者	子育て支援（とっこい広場）	平川 まゆみ
	子育て支援（こども応援隊）	濱 一美
	子育て支援（子育てサポートステーションにこここ）	近藤 百合子
	子育て支援（みやキッズハウス）	小川 美穂子

みやき町子ども計画

発行年月:令和7年3月

編集・発行:みやき町民生部 子育て福祉課

〒849-0101 みやき町大字原古賀1043番地

TEL:0942-94-5724

みやき町 こども計画

こどもや若者に寄り添い
健やかに成長し幸福になれる
こどもまんなかの地域社会づくり

